

## 15 設置の趣旨等を記載した書類

### 資料目次

【資料①-1】日本学術会議の農学委員会提言「報告 日本における農業資源の潜在力を顕在化するために生産農学が果たすべき役割」（令和2年9月1日農学分科会）から抜粋	p.3
【資料①-2】みどりの食料システム法の概要	p.6
【資料①-3】フードバレーとちぎ設立趣意書	p.9
【資料①-4】フードバレーとちぎパンフレット	p.10
【資料①-5】教育関係共同利用拠点の認定について（通知）	p.14
【資料①-6】大学演習林における単位互換に関する協定書及び覚書についての説明書	p.15
【資料①-7】入口および出口についてのニーズ調査結果	p.26
【資料①-8】要望書	p.27
【資料①-9】養成する人材像と3P（フロンティア食品科学科）	p.35
【資料①-10】養成する人材像と3P（生物生産イノベーション科学科）	p.36
【資料①-11】養成する人材像と3P（環境システム科学科）	p.37
【資料①-12】養成する人材像と3P（エコロジカル社会経済学科）	p.38
【資料②-1】農学リテラシー科目の概要	p.39
【資料④-1】フロンティア食品科学科のカリキュラムツリー	p.40
【資料④-2】生物生産イノベーション科学科のカリキュラムツリー	p.41
【資料④-3】環境システム科学科のカリキュラムツリー	p.42
【資料④-4】エコロジカル社会経済学科のカリキュラムツリー	p.43
【資料⑤-1】宇都宮大学学則（抜粋）	p.44
【資料⑤-2】宇都宮大学農学部履修規程（抜粋）	p.47
【資料⑦-1】既修得単位の読替表（基盤教育科目）	p.48
【資料⑦-2】既修得単位の読替表（専門科目：フロンティア食品科学科）	p.48
【資料⑦-3】既修得単位の読替表（専門科目：生物生産イノベーション科学科）	p.49
【資料⑦-4】既修得単位の読替表（専門科目：環境システム科学科農業環境工学プログラム）	p.49
【資料⑦-5】既修得単位の読替表（専門科目：環境システム科学科森林科学プログラム）	p.50
【資料⑦-6】既修得単位の読替表（専門科目：エコロジカル社会経済学科）	p.50
【資料⑦-7】本学部での読替認定単位数（専門教育科目）	p.51
【資料⑦-8】編入学生履修モデル（フロンティア食品科学科）	p.51
【資料⑦-9】編入学生履修モデル（生物生産イノベーション科学科）	p.52
【資料⑦-10】編入学生履修モデル（環境システム科学科農業環境工学プログラム）	p.52
【資料⑦-11】編入学生履修モデル（環境システム科学科森林科学プログラム）	p.53

【資料⑦-12】 編入学生履修モデル（エコロジカル社会経済学科）	p. 5 3
【資料⑩-1】 入試による入学時に必要な能力や適性等の評価（フロンティア食品科学科）	p. 5 4
【資料⑩-2】 入試による入学時に必要な能力や適性等の評価（生物生産イノベーション科学科）	p. 5 4
【資料⑩-3】 入試による入学時に必要な能力や適性等の評価（環境システム科学科）	p. 5 5
【資料⑩-4】 入試による入学時に必要な能力や適性等の評価（エコロジカル社会経済学科）	p. 5 5
【資料⑭-1】 国立大学法人宇都宮大学組織規程	p. 5 6
【資料⑭-2】 宇都宮大学教授会規程	p. 6 4
【資料⑭-3】 宇都宮大学農学部教授会内規	p. 6 9
【資料⑭-4】 宇都宮大学農学部学科長・幹事会議内規	p. 7 2
【資料⑭-5】 国立大学法人宇都宮大学戦略企画本部規程	p. 7 5
【資料⑮-1】 国立大学法人宇都宮大学評価規程	p. 7 8

報告

日本における農業資源の潜在力を  
顕在化するために生産農学が果たすべき役割



令和2年（2020年）9月1日

日本学術会議

農学委員会

農学分科会

## 要 旨

### 1 作成の背景

日本の農業は高齢化、担い手不足などが進む一方、スマート農業、ゲノム育種などの新技術により新たな農業の可能性も示されている。また、気候変動による農業生産の一層の不安定化が指摘され、国連も持続可能な開発目標(SDGs)<sup>(1)</sup>を掲げ各国に取組を求めている。

このような状況のもとで、農学委員会農学分科会は主に土地利用型農業に関する日本の農業資源の現状とその潜在力を顕在化させるために生産農学が取り組むべき研究開発およびSDGsの達成への貢献について議論し、その結果を取りまとめ公表することとした。

### 2 現状および問題点

日本の食料・農業を概観してみると、日本の食料消費の量と構成が大きく変化したが、そこには食品産業の寄与が大きく、農業経営も食品産業への拡大(六次産業化)や食品産業との直接取引が増大している。また、農業技術の面では、情報通信技術(ICT)を組み込んだ機械や設備が登場している。社会経済の変化への技術革新の対応は、ICTを活用した機械・設備や定年退職者の就労増による高齢者の労働力などの潤沢な資源を活用し、いまなお自然生態系の特色を保持している森林や湖沼などの貴重な資源の開発利用を抑制することが基本となる。

また、潤沢な資源と貴重な資源をどのように合わせていくかに関して、例えば農林水産省は食料自給力を数年以上の長期の視点からの供給力として公表している。これに対して、食料自給力を1年以内での供給力という視点から独自に試算してみると、一人一日あたりの供給熱量はその年の生存に必要な基準熱量より200kcal以上不足することになり、私たちの生命を支える農業生産の基盤の持続可能性について議論が必要である。

近未来の農業を考える場合、農業それ自体の生産性向上と環境負荷の低減のトレードオフに向き合うことが避けられず、その解決には、まず、二つの目的間のトレードオフの関係性を物的・数量的に把握し、社会的評価を加えること、次に、二つの目的を同時に達成できる技術的可能性を広げることが重要である。このように、近未来の農業は二兎を追って二兎を得ることが必要で、新たな技術体系のもとでバランス良く達成することが求められている。

新たに注目されている技術はゲノム編集育種とスマート農業である。ゲノム編集技術は狙った遺伝子をピンポイントで編集する技術であり、育種の高速化に繋がる。アメリカでは本技術で育成された高オレイン酸ダイズの食用油が販売されている。一方、日本では本技術に対する国民の理解は十分ではなく、安全性などに関する情報発信が重要である。また、農業担い手不足、農産物の高品質化・生産コスト削減のために、ITやロボット技術などを活用した農業のスマート化が必要である。2014年度から5か年間進められた内閣府戦略的イノベーション創造プログラムで実施されたスマート農業研究では、ロボットトラクター、ビッグデータを活用した営農支援システムなど多くの成果が得られた。現在、主に生産条件好適地で確立されたスマート農業技術を生産条件の不利地域に適合させることで、地域農業の活性化に繋がる取組も行っている。

このような新たな農業技術は実際の農業現場でも大きく期待されている。新潟県の(有)穂海農耕は15名で145haの水田において業務用米を生産している。全員非農家からの新

規就農者であり、平均年齢は約 32 歳である。今後も農地の集約は進むと予想しており、圃場の大規模化、ロボット・ドローンの導入などが必要になり、また、栽培時期を分散するためにもゲノム編集育種による多様な品種開発が求められると考えている。

### 3 報告の内容（生産農学の取り組むべき主な研究開発）

このような日本の農業および農業技術の現状と SDGs への貢献も含めて今後の期待に応えるために、生産農学に含まれる各学問分野として取り組むべき研究と技術開発を以下のように進めていく考えである。

#### (1) 作物学 (SDGs 目標 2、13、17 への貢献)

- ① 大規模水田農業に資するため、直播適性を備えた高品質・良食味品種を用いて各地域で安定多収が得られる直播栽培技術を開発する。
- ② 畑地化した水田における畑作物の耐湿性向上のための作物栽培および土壌管理の技術を開発し、水田輪作体系における畑作物の生産拡大に繋げる。
- ③ 中山間地域の小規模農地での高収益作物の栽培技術の開発、ドローン利用などによる作業の効率化などを進める。

#### (2) 園芸学 (SDGs 目標 2、3、7、9、11、13、17 への貢献)

- ① 施設園芸においては、二酸化炭素排出削減の観点から水素やバイオマス、太陽光などの自然再生エネルギーの活用技術などの開発を行うとともに、地域の特性やニーズに適合した施設栽培用品種の育成を行う。
- ② 露地園芸においては、ロボットの活用技術開発、作業性に優れた園地整備のデザインなどを行う。更に、資源投入を抑制し、持続可能なシステムとしての再構築をめざす。
- ③ 流通時の品質低下によるロスやコストを減らすフードチェーンシステムの確立を図る。

#### (3) 土壌科学 (SDGs 目標 2、13、15 への貢献)

- ① 作物の生産性に関わる土壌資源の潜在力の更なる開発のため、土壌成分の微細存在状態および土壌微生物による植物養分などの形態変換機能などの解明を行う。
- ② 温室効果ガスの発生抑制のための無駄のない施肥管理に向けて、田畑一筆ごとの地力など土壌資源の潜在力を示す精密土壌図の作成と効率的活用や気候変動にも対応したきめ細かい施肥管理の普及を図る。

#### (4) 育種学 (SDGs の目標 2、3、9、13、15 への貢献)

- ① 全ゲノム情報を活用した迅速な有用遺伝子の同定や DNA マーカーの開発、およびゲノム編集技術などの育種技術の高度化により育種の効率化を実現する。
- ② AI や IoT を用いた先端的形質評価技術を導入することにより、気候変動に対応したストレス耐性の向上や SDGs に適う生産性の高い省資源投入型品種開発に繋げる。

#### (5) 植物病理学 (SDGs の目標 2、12、15 への貢献)

- ① 様々なビッグデータを作物保護に応用することにより、最適な防除の実現、ロボットやドローンなどを利用した新たな防除技術を開発する。
- ② 日本で開発された防除技術を、途上国の実情に適応した技術として展開する。また、その技術を使いこなすことのできる研究者や教育者を育てる。

みどりの食料システム戦略  
関連法

環境と調和のとれた食料システムの確立のための  
環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の概要

～ 通称 みどりの食料システム法 ～

背景

- 気候変動、生物多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化
- 農林漁業・食品産業の持続的発展等のためには、生産から販売までの各段階での環境負荷の低減、当該農林水産物・食品の流通・消費が課題
- みどりの食料システム戦略を策定し、国連食料システムサミットやCOP26で世界に発信

関係者の行動変容と技術開発・普及により、環境と調和のとれた食料システムを確立

法律の概要

1. 環境と調和のとれた食料システムに関する基本理念等 (第3条から第14条まで関係)

- ・ 生産から消費まで環境負荷の低減に資する取組を推進する基本理念
- ・ 国の責務、国が講ずべき施策 (理解増進、研究開発、技術普及、食料システムの各段階の取組の促進等) 等

2. 計画認定制度等の創設 (第15条から第44条まで関係)

(1) 基本方針等 (第15条から第18条まで関係)

- ・ 国の基本方針、都道府県・市町村の基本計画の策定

(2) 環境負荷の低減を図る農林漁業者の取組の促進 (第19条から第38条まで関係)

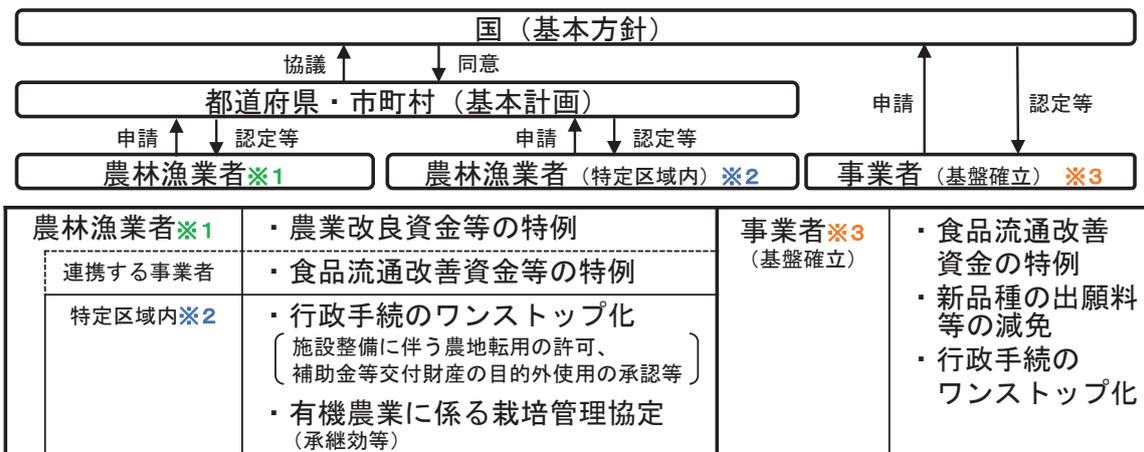
- ・ 農林漁業由来の環境負荷の低減を図る環境負荷低減事業活動※1の認定等
- ・ 特定の区域内で環境負荷の低減の効果を高める特定環境負荷低減事業活動※2の認定等
- ・ 有機農業の団地化を進めやすくするための栽培管理協定の認可等

(3) 新技術の提供等を行う事業者の取組の促進 (第39条から第44条まで関係)

- ・ 環境負荷低減事業活動等の効果を高める等の基盤確立事業※3の認定等

- ※1 土づくり、化学農薬・化学肥料の使用削減、温室効果ガスの排出量削減 等
- ※2 地域ぐるみでのスマート農業技術の活用、有機農業の団地化 等
- ※3 先端的技術の開発、新商品 (食品) の開発 等

<参考> 認定等の枠組み及び支援措置



⇒ 環境負荷の低減に必要な機械・施設等を導入する場合の税制特例を措置

- ・ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成11年法律第110号) の取組を包含していることから、同法は廃止し、所要の経過措置を設ける。(附則第2条から第5条まで関係)

施行期日：公布の日から起算して6か月以内の政令で定める日 (附則第1条関係)

# 環境と調和のとれた食料システムの確立のための 環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の概要

令和4年5月  
農林水産省

## I 趣旨

農林漁業及び食品産業の持続的な発展等を図るため、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する認定制度の創設等の措置を講ずる。

## II 法律の概要

### 1 基本理念等

- (1) 環境と調和のとれた食料システムは、
  - ・農林漁業者、事業者、消費者等の関係者の理解の下、連携することによってその確立が図られるものであること
  - ・環境への負荷の低減と生産性の向上との両立に資する技術の研究開発等の推進及び農林水産物等の円滑な流通を確保することについて、基本理念として規定する。 (第3条関係)
- (2) その上で、国及び地方公共団体については、当該食料システムの確立を図る上で必要な施策を策定・実施する責務を有する旨を規定する。 (第4条及び第5条関係)
- (3) 農林漁業者、食品産業等の事業者は事業活動を通じて、消費者は農林水産物等の選択を通じて、環境への負荷の低減に努める旨を規定する。 (第6条関係)
- (4) 国が講ずべき施策として、食料システムの関係者の理解の増進、技術の研究開発及び普及の促進、環境への負荷の低減に資する生産活動の促進、原材料の利用の促進、農林水産物等の流通の合理化及び消費の促進、環境への負荷の低減状況の把握・評価手法の開発について規定する。 (第7条から第14条まで関係)

### 2 農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する認定制度等の創設

#### (1) 環境負荷低減事業活動の促進等に関する基本的な方針等

- ① 農林水産大臣は、環境負荷低減事業活動（土づくり、化学農薬・化学肥料の使用低減又は温室効果ガスの排出量の削減等）の促進の意義、目標等に関する基本的な方針を定めるものとする。 (第15条関係)
- ② 一又は二以上の市町村及び都道府県は、共同して、基本方針に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができることとする。 (第16条から第18条まで関係)

#### (2) 環境負荷の低減を図る農林漁業者の取組の促進

##### ① 環境負荷低減事業活動に係る措置

環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者又はその組織する団体（以下「農林漁業者」という。）は、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画を作成し、都道府県知事に申請し、その認定を受けることができることとする。

認定を受けた農林漁業者（これと連携する食品事業者等を含む。）に対しては、農業改良資金等の償還期間の延長等の特例措置を講ずることとする。

(第19条、第20条及び第23条から第27条まで関係)

## ② 特定環境負荷低減事業活動に係る措置

基本計画で定められた特定区域において特定環境負荷低減事業活動(集団又は相当規模で行われることにより地域における農林漁業由来の環境への負荷の低減の効果を高めるものとして農林水産省令\*で定める環境負荷低減事業活動)を行おうとする農林漁業者は、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画を作成し、都道府県知事に申請し、その認定を受けることができることとする。

認定を受けた農林漁業者(これと連携する食品事業者等を含む。)に対しては、①の特例措置に加え、事業活動に必要な設備等の整備・活用に当たり、農地転用の許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の行政手続のワンストップ化の特例措置を講ずることとする。(第 21 条から第 30 条まで関係)

※ 地域ぐるみのスマート技術の活用、有機農業の団地化等の取組を想定。

## ③ 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に係る措置

基本計画で定められた特定区域内の一団の農用地の所有者等は、当該区域において特定環境負荷低減事業活動として有機農業の生産団地を形成するため、全員の合意に基づき、有機農業を促進するための栽培の管理に関する事項等を定めた協定を締結し、市町村長等の認可を受けることができることとする。

認可を受けた協定は、その認可の後に協定区域内の農用地の所有者等になった者に対しても、その効力があるものとする等の特例措置を講ずることとする。

(第 31 条から第 38 条まで関係)

## (3) 新技術の提供等を行う事業者の取組の促進

基盤確立事業(新技術の提供等、農林漁業由来の環境への負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するための事業であって、当該取組の効果を高め、又は当該取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に資するもの)を行おうとする者は、基盤確立事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとする。

認定を受けた事業者に対しては、病虫害抵抗性品種等、環境への負荷の低減を図るための取組に適した新品種の出願料・登録料の減免のほか、食品流通改善資金の貸付申請、事業活動に必要な設備等の活用に当たっての補助金等交付財産の目的外使用の承認等の行政手続のワンストップ化の特例措置を講ずることとする。

(第 39 条から第 44 条まで関係)

## 3 その他

(1) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成 11 年法律第 110 号)は廃止し、この法律の施行の際現に廃止前の同法に基づく認定を受けている導入計画に関する経過措置等を設ける。(附則第 2 条から第 5 条まで関係)

(2) 施行後 5 年を目途として、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(附則第 6 条関係)

## Ⅲ 施行期日

公布日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第 1 条関係)

## フードバレーとちぎ推進協議会設立趣意書

本県は、自動車産業や航空宇宙産業などが集積する全国有数の「ものづくり県」として、また、全国一の収穫量を誇るいちごをはじめとする豊かな農産物や豊富で良質な水の恵みを活かした首都圏の食料基地として発展してきました。

しかしながら、昨今、世界的な経済危機や急速な円高により輸出型産業が大きな影響を受け、また、農業においては食料自給率の低迷や担い手の減少などの問題に直面しております。

こうした中において、“食”の産業振興を図ることは、本県の農業や製造業をはじめ、流通業、小売業、さらには観光・サービス産業など幅広い分野の産業に新たな発展の可能性が期待され、ひいては、気候や風土、文化といった地域の特色を活かした地域振興に繋がるものと考えております。

こうしたことから、今般、私たちは、“食”をテーマに地域経済が成長・発展し、活力あふれる“フードバレーとちぎ”を目指す取組の本格的な展開を図るため、“食”に関する幅広い主体が結集し、交流する場として「フードバレーとちぎ推進協議会」の設立を決意いたしました。

今後、この協議会において、農林漁業者や食品製造業をはじめとする食品関連企業、産業支援機関などの関係団体が、活発に交流・連携することにより、新たな商品開発、海外市場も視野に入れた販路開拓、農業の高付加価値化、さらには本県の強みを活かした企業誘致を推進してまいります。

この趣旨に御賛同いただき、多くの企業、団体、機関等が本協議会に参加され、本県産業の更なる発展に共に御尽力くださるようお願い申し上げます。

平成22年9月

### 設立発起人

栃木県	知事	福田 富一
栃木県農業協同組合中央会	会長	高橋 一夫
全国農業協同組合連合会栃木県本部	県本部長	齋藤 昭夫
社団法人栃木県食品産業協会	会長	増淵 正二
サントリー酒類株式会社様の森工場	工場長	井床 眞夫
社団法人栃木県観光物産協会	会長	小松 正義
社団法人栃木県経済同友会	筆頭代表幹事	板橋 敏雄
社団法人栃木県商工会議所連合会	会長	築 郁夫
栃木県商工会連合会	会長	中村 彰太郎
栃木県中小企業団体中央会	会長	菊池 功
株式会社足利銀行	頭取	藤沢 智
株式会社栃木銀行	頭取	菊池 康雄
国立大学法人宇都宮大学	学長	進村 武男

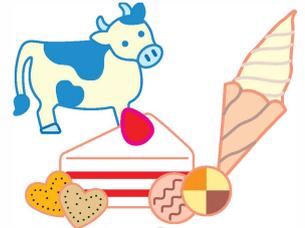
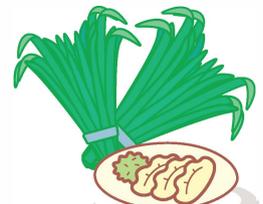
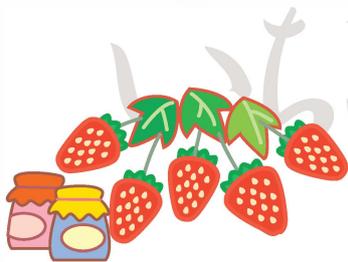
“食”をテーマに地域経済が成長・発展し、活力あふれる

# “フードバレーとちぎ”を 目指して

## FOOD VALLEY TOCHIGI “フードバレーとちぎ”とは

栃木県は、全国有数のものづくり県であるとともに、豊かな農産物や豊富で良質な水に恵まれ、首都圏の食料供給基地として発展してきました。

県では、本県のもつポテンシャルを最大限に活かし、“食”に関連する産業の振興を図ることにより、“食”をテーマに地域経済が成長・発展し、活力あふれる“フードバレーとちぎ”を目指す取組を全県を挙げて推進しています。



フードバレーとちぎ推進協議会

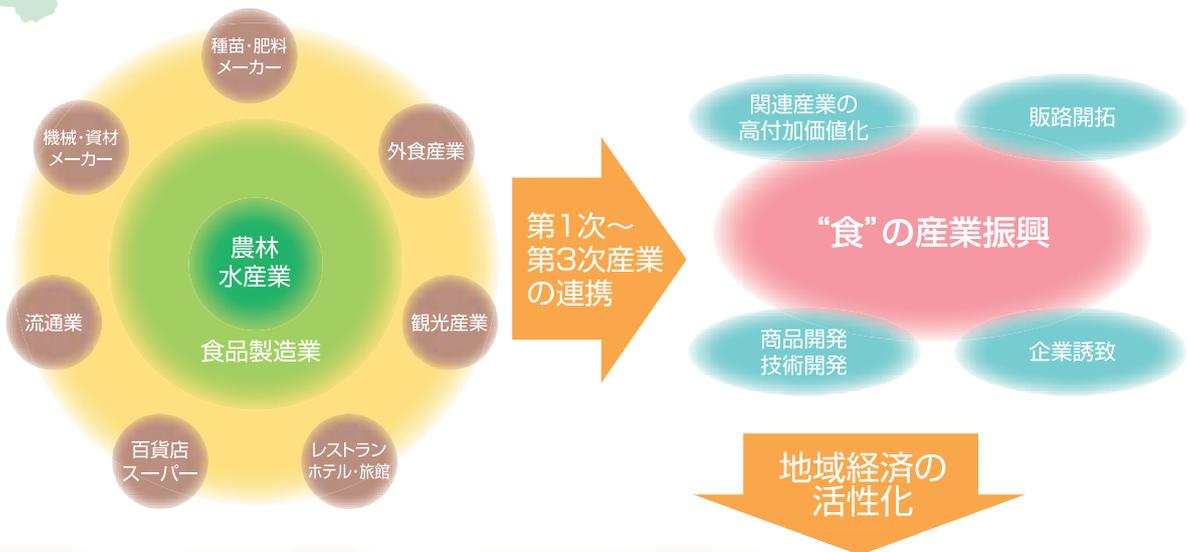
# とちぎの食の強み(優位性)



豊かな地域産業資源の活用

## 食の産業の特徴

“食”に関連する産業は、農業や食品製造業をはじめ、流通業、小売業、さらには観光・サービス産業など、第1次産業から第3次産業まで幅広い分野にわたることから、本県の産業振興に大きな効果が期待できます。



“食”をテーマに地域経済が成長・発展し、活力あふれる

# “フードバレーとちぎ”を目指します。



# フードバレーとちぎ推進協議会

## 設立年月日

平成22年11月19日、300の企業・団体が会員として参加し、“食”をテーマに地域経済が成長・発展し、活力あふれる“フードバレーとちぎ”を目指す取組が本格的にスタートしました。

## 設立目的

県内の農林漁業者や食品製造業をはじめとする食品関連企業、産業支援機関など“食”に関する幅広い主体が結集し、活発に交流・連携する場として「フードバレーとちぎ推進協議会」を設立しました。

## 事業内容の一例

### 産学官連携による商品開発・技術開発

- 「フードバレーとちぎ推進融資」「フードバレーとちぎ農商工ファンド」「とちぎ未来チャレンジファンド」の活用により、農商工連携や地域資源活用による新技術・新商品開発を支援します。
- 発展可能性のある分野の技術シーズごとに研究会を設置し、新技術・新商品開発を支援します。



### 海外市場も視野に入れた販路開拓

- 食品流通の専門家派遣により、新商品開発の企画段階から商品化・販路開拓まで「売れる」商品づくりを支援します。
- 国内における販路開拓・拡大のため、東京圏における展示商談会への出展を支援します。
- 海外での国際見本市への出展や商談会の開催等、県内食品関連企業等が行う海外への販路開拓・拡大を支援します。



### とちぎの強みを活かした企業誘致

- 食品関連企業の立地・定着を、土地・建物・生産設備への投資に対する補助制度により支援します。

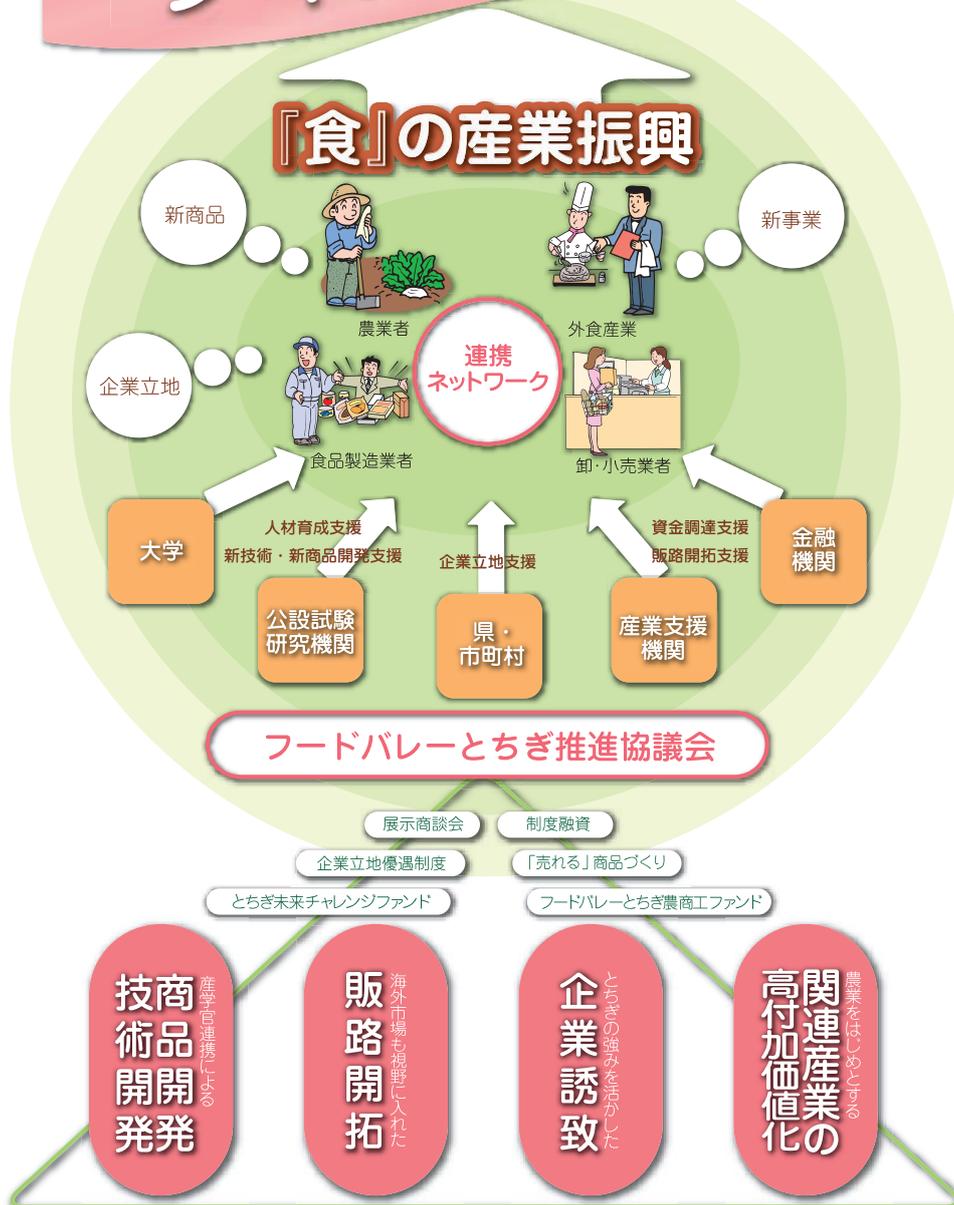


### 農業をはじめとする関連産業の高付加価値化

- 加工適性に優れた品種の選定、新たな商品開発による県産農産物の需要拡大を進めます。
- 農業者等による加工・販売に向けた新たな取組を促進し、農業の6次産業化を支援します。



『食』をテーマに地域経済が成長・発展し、活力あふれる  
 “フードバレーとちぎ”



新たな商品開発・販路開拓などに取り組みたい方!! 「フードバレーとちぎ推進協議会」入会については……

ホームページはこちらから

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/sangyou/shoukougyou/foodvalley/index.html>

お問い合わせ

【事務局】栃木県産業労働観光部 産業政策課 産業プロジェクト推進室 TEL.028-623-3203 FAX.028-623-3167  
 農 政 部 農 政 課 農 政 戦 略 推 進 室 TEL.028-623-2284 FAX.028-623-2340

宇都宮大学長 殿

文部科学大臣臨時代理  
国務大臣 武見 敬三

教育関係共同利用拠点の認定について（通知）

学校教育法施行規則第 1 4 3 条の 2 の規定に基づき、貴学の「宇都宮大学農学部附属農場」を、下記により「教育関係共同利用拠点」に認定します。

なお、教育関係共同利用拠点の認定等に関する有識者会議等における審査において、下記 3 のとおり意見がありましたので、今後の拠点活動の際に留意してください。

記

1. 教育関係共同利用拠点名

「生命・環境と調和した持続的な食と農について学ぶフィールド教育拠点」

2. 認定の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

3. 特記事項

- ・乳牛舎と肉牛舎を合築した最新の IT システムを備えたハイブリッド牛舎が竣工するなど、畜産・酪農分野の教育拠点となり得る最新の教育環境が整備されている。こうした教育環境を最大限に活用し、農学分野に留まらない他の学問分野・領域との更なる連携・融合が期待できる。
- ・HP 上で、実習内容とともに受講者の感想や教育的な効果・成果の記載を充実させるとともに、本拠点の取組が魅力あるものとして多様なステークホルダーに伝わるよう、より分かりやすい・発見しやすい情報発信の工夫が望まれる。
- ・宇都宮大学の学生のみが受講している科目が複数あるが、本拠点としての強み・特色を有する教育プログラムをより広く発信していく観点からも、こうした科目が可能な範囲で他大学の学生に対しても開放されることが望まれる。
- ・他大学のシラバスで本拠点が主体的に関わっていることが不明確なものが散見されるので、本拠点としての具体的な関わり方等が他大学のシラバスにおいて、より明確に分かるよう工夫が望まれる。

## 〈 教育研究評議会 (令和5年12月13日) 〉 議題説明書

<b>議 題</b>	「大学演習林等を有する農学系学部間における単位互換に関する協定書」及び「大学演習林等を有する農学系学部間における単位互換に関する協定についての覚書」の締結について
<b>審議等・報告の別</b>	報告
<b>提案の趣旨</b> 当該事案の背景・ 経緯、理由・目的、 根拠規程等	<p>全国大学演習林協議会公開森林実習の単位互換に関する大学学部間協定の締結について報告する。</p> <p><b>【根拠規程】</b> 国立大学法人宇都宮大学教育研究評議会規程第4条に規定する「(9) その他教育研究に関する重要事項」に係る報告</p>
<b>審議・協議のポイント</b> 審議等の場合は何について承認を受けた いか要点をまとめる。	<p>全国大学演習林協議会では平成22年度から、相互の授業科目の開放により大学学部間の交流と協力を促進し、また教育課程の充実を図ることを目的として、単位互換を伴う公開森林実習を行っている。</p> <p>公開森林実習は現在16の大学演習林が参加しており、受講学生にとって日本国内の多様な森林についての体験的学習が可能となる教育効果の高い意義のある実習となっている。</p> <p>令和6年度より、本学演習林においても「日光・森林フィールド実習」を新設し、公開森林実習に参加することとするため、参加大学間における大学学部間単位互換協定及び単位互換の実施に関する覚書を締結することについて報告する。</p>
<b>その他</b> 今後の審議過程、 補足情報等	<p>令和5年11月21日(火) 農学部幹事会 審議・承認</p> <p>令和5年11月28日(火) 農学部教授会 審議・了承</p> <p>令和5年12月5日(火) 全学教務委員会 報告</p> <p>令和5年12月13日(水) 教育研究評議会 報告【今回】</p>
<b>担当役員</b>	吉澤理事(学務・社会共創担当)
<b>担当部課等 (内線)</b>	峰キャンパス事務部農学部係(5399)

## 大学演習林等を有する農学系学部間における単位互換に関する協定書(案)

大学演習林等を有する農学系学部である、北海道大学農学部、岩手大学農学部、山形大学農学部、宇都宮大学農学部、新潟大学農学部、筑波大学生物資源学類、信州大学農学部、静岡大学農学部、三重大学大学院生物資源学研究科・生物資源学部、京都大学農学部、京都府立大学生命環境学部、島根大学生物資源科学部、高知大学農林海洋科学部、九州大学農学部、宮崎大学農学部、鹿児島大学農学部及び琉球大学農学部（以下、「農学系学部」という。）は、相互の授業科目の開放によって大学学部間の交流と協力を促進し、また教育課程の充実を図ることを目的として、次のとおり単位互換協定（以下、「協定」という。）を締結する。

（派遣と受入れ）

第1条 派遣大学は、教育上有益と認めるときは、授業科目を履修させるために学生を派遣することができる。受入大学は、教育上支障のない限り当該学生を受け入れる。

（学生の身分）

第2条 この協定により受け入れられた学生は、「特別聴講学生」として取り扱う。

（履修期間）

第3条 学生を派遣する期間及び特別聴講学生の履修の期間は、当該年度を超えないものとする。

（履修科目及び単位数）

第4条 この協定を締結した農学系学部は、特別聴講学生を受け入れることができる科目を開講する。

2 前号の科目および単位数は別に定めるところによる。

（受入学生数及び手続き）

第5条 特別聴講学生として受け入れる学生数及び受け入れ手続きについては、別に定めるところによる。

（履修方法）

第6条 特別聴講学生の履修方法及び試験実施方法は、受入大学の定めるところによる。

（単位の授与等）

第7条 特別聴講学生が履修した科目の成績の評価については、受入大学の定めるところによる。

2 特別聴講学生が履修した科目の単位の認定については、派遣大学の定めるところによる。

（授業料等）

第8条 特別聴講学生の検定料、入学金及び授業料は徴収しない。

2 実習、教材等で別にかかる費用については、費用を徴収することができる。

（実施要領等）

第9条 この協定に定めるもののほか、単位互換の実施に関する必要な事項は別に定める。

（実施期日）

第10条 この協定は平成27年4月1日から実施する。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は1年間とし、この協定を締結した農学系学部より意思表示がないときは自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

附 則

1) この協定の実施をもって、「全国農学系学部相互間における単位互換に関する協定書」は失効するものとする

2) この協定は、平成28年4月1日から改正施行する。（国立大学法人岩手大学農学部の締結）

3) この協定は、令和6年4月1日から改正施行する。（国立大学法人宇都宮大学農学部の締結）

令和 年 月 日

国立大学法人 北海道大学  
農学部長

国立大学法人 岩手大学  
農学部長

国立大学法人 山形大学  
農学部長

国立大学法人 宇都宮大学  
農学部長

国立大学法人 新潟大学  
農学部長

国立大学法人 筑波大学  
生物資源学類長

国立大学法人 信州大学  
農学部長

国立大学法人 静岡大学  
農学部長

国立大学法人 三重大学  
大学院生物資源学研究科・  
生物資源学部長

国立大学法人 京都大学  
農学部長

京都府公立大学法人  
京都府立大学  
生命環境学部長

国立大学法人 島根大学  
生物資源科学部長

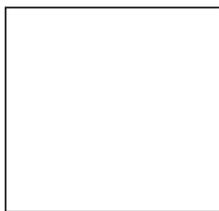
国立大学法人 高知大学  
農林海洋科学部長

国立大学法人 九州大学  
農学部長

国立大学法人 宮崎大学  
農学部長

国立大学法人 鹿児島大学  
農学部長

国立大学法人 琉球大学  
農学部長



## 大学演習林等を有する農学系学部間における単位互換に関する協定についての覚書（案）

大学演習林等を有する農学系学部間における単位互換に関する協定書（以下「協定書」という。）の第4条、第5条、第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、単位互換の実施について、次のように定める。

- 1 受入科目及び単位数  
特別聴講学生を受け入れる科目（以下、単位互換科目という。）及び単位数は、別に定める。
- 2 受入学生数  
受入学生数は、受入大学の農学系学部において定める。
- 3 出願の手続  
派遣大学の農学系学部長は、派遣する学生を審査し、受入大学が定める期日までに、次の書類を受入大学の農学系学部長に提出しなければならない。
  - (1) 受入依頼書
  - (2) 単位互換科目履修願
  - (3) その他受入大学が定める書類
- 4 受入学生の決定  
受入大学の農学系学部長は、派遣大学の農学系学部長から受入依頼があったときは速やかに受入学生を決定し、派遣大学の農学系学部長に通知しなければならない。
- 5 履修の辞退等  
特別聴講学生がやむを得ない理由で履修を取り止める場合は、派遣大学の農学系学部長は受入大学の農学系学部長に速やかに辞退届を提出しなければならない。
- 6 履修期間  
特別聴講学生の履修期間は、受入大学の農学系学部が許可した単位互換科目の開講期間とする。
- 7 成績評価及び単位認定
  - (1) 受入大学の農学系学部長は、特別聴講学生の成績評価後、速やかに派遣大学の農学系学部長に成績を通知しなければならない。
  - (2) 単位認定は、受入大学の定めるところの評価に基づき、派遣大学の農学系学部が行う。
- 8 学生証  
特別聴講学生は、所定の特別聴講学生証の交付を受け、受入大学の施設・設備を利用する場合、携帯しなければならない。
- 9 覚書の有効期間  
この覚書の有効期間は協定書の有効期間と同じとし、協定を締結した農学系学部より意思表示がないときは自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。
- 10 その他  
この覚書に定めるもののほか、単位互換に必要な事項は、協定を締結した農学系学部間の協議により定めることができる。

### 附 則

- 1) この覚書の実施をもって、「全国農学系学部相互間における単位互換に関する協定書についての覚書」は失効するものとする。
- 2) この覚書は、平成28年4月1日から改正施行する。（国立大学法人岩手大学農学部の締結）
- 3) この覚書は、令和6年4月1日から改正施行する。（国立大学法人宇都宮大学農学部の締結）

令和 年 月 日

国立大学法人 北海道大学  
農学部長

国立大学法人 岩手大学  
農学部長

国立大学法人 山形大学  
農学部長

国立大学法人 宇都宮大学  
農学部長

国立大学法人 新潟大学  
農学部長

国立大学法人 筑波大学  
生物資源学類長

国立大学法人 信州大学  
農学部長

国立大学法人 静岡大学  
農学部長

国立大学法人 三重大学  
大学院生物資源学研究科・  
生物資源学部長

国立大学法人 京都大学  
農学部長

京都府公立大学法人  
京都府立大学  
生命環境学部長

国立大学法人 島根大学  
生物資源科学部長

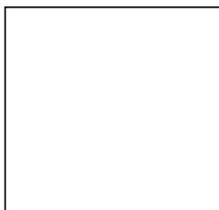
国立大学法人 高知大学  
農林海洋科学部長

国立大学法人 九州大学  
農学部長

国立大学法人 宮崎大学  
農学部長

国立大学法人 鹿児島大学  
農学部長

国立大学法人 琉球大学  
農学部長



別 紙 (令和6年度)

- 国立大学法人 北海道大学農学部  
野生動物管理実習 (1単位), 森林保全実習 (1単位), 森林空間機能学実習 (1単位),  
暖温帯林施業実習 (1単位)
- 国立大学法人 岩手大学農学部  
森林インターンシップ (1単位), 冷温帯林と持続的林業 (1単位)
- 国立大学法人 山形大学農学部  
雪山実習 (1単位)
- 国立大学法人 宇都宮大学農学部  
日光・森林フィールド実習 (1単位)
- 国立大学法人 新潟大学農学部  
フィールドワーカーのためのリスクマネジメント実習 (1単位)
- 国立大学法人 筑波大学生物資源学類  
森林水文・砂防学実習 (1単位)
- 国立大学法人 信州大学農学部  
森林利用デザイン演習 (2単位), 木材工学演習 (1単位), 山岳環境保全学演習 (2単位),  
自然の成り立ちと山の生業演習 (2単位), 農林フィールド基礎実習 (1単位)
- 国立大学法人 静岡大学農学部  
富士・南アルプス生態学実習 (1単位)
- 国立大学法人 三重大学生物資源学部  
公開森林実習 (1単位)
- 国立大学法人 京都大学農学部  
公開森林実習 (1単位)
- 京都府公立大学法人 京都府立大学生命環境学部  
温帯針葉樹林実習 (1単位)
- 国立大学法人 島根大学生物資源科学部  
山陰のもり入門 (1単位)
- 国立大学法人 高知大学農林海洋科学部  
森林フィールド演習 (1単位)
- 国立大学法人 九州大学農学部  
生態水文学実習 (1単位)
- 国立大学法人 宮崎大学農学部  
日本一の照葉樹林とスギ林業 (1単位)
- 国立大学法人 鹿児島大学農学部  
屋久島の森と人 (1単位), 大隅の森と人 (1単位)
- 国立大学法人 琉球大学農学部  
亜熱帯林体験実習 (1単位)

以 上

## 実施計画書

**科目名称**：日光・森林フィールド実習  
 Forest Field Practicum in Nikko  
 単位数：1単位（通年不定時），標準履修年次：2年以上

**担当教員**：演習林教員（大島潤一）他

**実施時期**：2024年9月18日（水）～9月20日（金） 2泊3日

**集合時刻**：2024年9月18日（水） 10：00

**集合・受付場所**：宇都宮大学峰キャンパス農学部1号館森林科学科実習室  
 住所 〒321-8505 栃木県宇都宮市峰町350

**解散**：9月20日（金）17：00 宇都宮大学農学部

**実施場所**：宇都宮大学日光演習林（実習地，宿泊），船生演習林（実習地，宿泊）ほか  
 住所 〒329-2441 栃木県塩谷郡塩谷町船生7556  
 宇都宮大学農学部附属演習林  
 TEL: 0287-47-0057 Email: open-forest@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp  
 URL: <https://agri.mine.utsunomiya-u.ac.jp/hpj/deptj/forestry/funyu.html>（演習林 Web）

**対象学生**：全国の大学の2年次生以上

**定員**：10名程度（応募多数の場合，選考の可能性有り）

**授業概要**：日光・船生演習林などにおいて，森林が生み出す生態系サービスのうち「食・住・環境」について体験的に学びます。

**授業内容**：公開森林実習  
 （宿泊は日光・船生演習林内宿泊施設，移動は大学バスを利用します）

**第1日**：「里山林が育む食を学ぶ」（船生演習林）（愛山寮泊）

- ・講義：森林と食との関わり
- ・実習：里山林のきのこ，筍，山菜，ワサビ栽培，炭焼き窯見学，森の恵みの食体験

**第2日**：「奥山林が育む環境を学ぶ」（日光演習林）（日光自然ふれあいハウス泊）

- ・講義：森林と環境との関わり
- ・実習：ゼロカーボンシティ宣言都市日光市のラムサール湿地戦場ヶ原湿原保全に貢献する奥山林，自然文化ツーリズム，世界遺産日光杉並木街道保護管理を体験

**第3日**：「里山林が育む住を学ぶ」（船生演習林）

- ・講義：森林と住との関わり
- ・実習：持続可能な森林経営実習  
 （高性能林業機械操作体験とSGEC認証材品質評価）
- ・実習報告書の作成

**持ち物**：実習用具（雨具（カッパ），作業用手袋，ザック・デイパック，タオル，トレッキングシューズ ※実習中の服装は，汚れてもよい服装，作業がしやすい服装），宿泊用具，学習用具（筆記具，パソコンなど），（※宿舍のアメニティなどは風呂場に石けん，シャンプー常備，また洗濯機，乾燥機あり）

**参加費用**：6,000円（食費など実費），初日受付にて支払い（現金）

**提出書類及び申込・問い合わせ先**：  
 全国大学演習林協議会の「全国農学系学部相互間における単位互換に関する協定」  
（全演協協定）加盟大学と加盟大学以外の大学で申込の方法が異なります。  
 加盟大学は次のとおりです。  
 <加盟大学>  
 北海道大学，岩手大学，山形大学，宇都宮大学，信州大学，新潟大学，筑波大学，静岡大学，三重大学，京都大学，京都府立大学，島根大学，高知大学，九州大学，宮崎大学，鹿児島大学，琉球大学

## I. 全演協協定加盟大学に所属する学生の場合

### 1) 提出書類

以下の書類を、履修希望学生が所属する大学の教務担当事務と相談のうえ準備してください。

- ①特別聴講学生受入依頼書（派遣大学学部長から宇都宮大学農学部長へ）
- ②単位互換科目履修願（履修希望学生から宇都宮大学農学部長へ）
- ③特別聴講学生申告書（履修希望学生から所属大学学部長へ）
- ④成績証明書（所属大学の書式で可）
- ⑤学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険の加入を証明する文書の写
- ⑥写真貼付台紙（写真縦4cm×横3cm添付）

### 2) 申込要領・問合わせ先・提出期限

1) の書類一式を、所属大学の教務担当事務から7月26日（金）必着で下記へ郵送してください。

〒321-8505 栃木県宇都宮市峰町350  
宇都宮大学峰キャンパス事務部農学部係  
TEL: 028-649-5264 E-mail: agro@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

## II. I の全演協協定加盟大学以外に所属する学生の場合

### 1) 提出書類

以下の書類を、履修希望学生自身が準備してください。

#### ※①受講願

（履修希望学生から宇都宮大学農学部附属演習林長へ）

②学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険の加入を証明する文書の写

※①の受講願（協定校以外用）様式は、下記の間合わせ先へ請求願います。

### 2) 申込要領・問合わせ先・提出期限

1) の提出書類一式を、履修希望学生自身が7月26日（金）必着で下記へ郵送してください。

〒329-2441 栃木県塩谷郡塩谷町船生7556  
宇都宮大学農学部附属演習林  
TEL: 0287-47-0057 Email: open-forest@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

### 履修上の注意・連絡等：

**【受講許可】**書類受理後、受講の可否について通知します。

I の場合：履修希望学生が所属する大学の教務担当事務へ

II の場合：履修希望学生本人へ

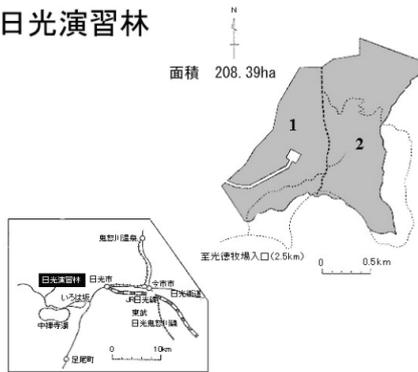
### **【キャンセルポリシー】**

受講決定後やむを得ず欠席する場合は、宇都宮大学（I の場合、II の場合それぞれの間合わせ先参照）へすみやかに連絡してください。連絡の有無に関わらず、受講決定後の不参加は実費支払を求めることがあります。

演習林位置

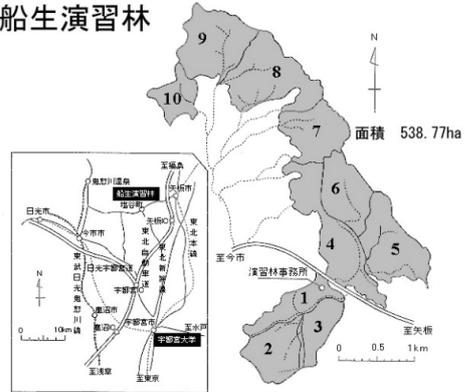
図：

### 日光演習林



※大学から76km  
車で1時間40分

### 船生演習林



※大学から31km  
車で60分

# 入口および出口ニーズの分析

- ▶ 高校生が宇大農学部を選ぶまでの典型的な道筋とミスマッチの現状（対面またはオンラインで栃木県内とその近県を中心に91校を訪問し、高校教員に聞き取り調査）
  - ・高校生は、SDGsについて学び、持続可能な社会における貢献への意欲を強く持ち、その活動の場を模索しているとの声。
  - ・持続的な生産や社会に貢献するための学びの充実を8割の進路指導担当教員が支持
  - ・農学部の教育プログラムは各専門分野に特化され、卒業後の、持続的な社会への貢献という幅広い出口が見えないので積極的に高校生に勧めにくいとの声も多い
  - ・進路指導では、農学部志望者は生物選択者に偏り、一方、生物選択者の過半数は医療系への進学を検討、とのこと。→ 農学部志望者は全校生徒の数%に留まっている。

化学・物理選択者や文系コース選択者へのアプローチが必要

持続可能な社会への貢献という幅広い出口を明示することが必要

## ▶ 入口ニーズ（高校生へのアンケート調査、回答数 1320：50高校に依頼、理系56%、文系39%）

興味のある学問分野を調査  
(複数回答可)

興味のある学問分野	選択率 (%)	興味のある学問分野	選択率 (%)
農学	11	経営学	11
工学	25	その他 社会科学	13
理学	21	国際関係学	9
医歯薬など	22	生活科学	3
教育学	13	その他	13
経済学	15	未定	5

- ▶ 農学志向の高校生は全体の11%  
しかし**文系の農学志向はわずか2%**

理系だけでなく、文系の高校生の志向に沿った学びの提供の見える化が必須

大学において学びたい「持続可能な社会」や「持続可能な食料生産」に貢献するために必要な知識を、高校の教科との関連において調査（複数回答可）（「〇〇から導かれる知識を学びたい」）

関連する教科	選択率 (%)
化学	23
生物	27
物理	17
英語	14
地理	16
歴史	17
公民	14
数学	9
専門科目	10
学びたくない 関心がないなど	24

- ▶ 「持続可能な社会」や「持続可能な食料生産」への貢献は高校生の8割近くが興味を持っている重要なテーマ

- ▶ 関連させる教科は満遍なく広がる
  - ・生物、化学ベースの関心が高い
  - ・社会、数学、英語ベースの関心も高い

単なる自然科学系の学びにとどまらない社会科学系の学びや、国際性豊かな学びのニーズがうかがえる

- ・持続可能な食料生産の学びにつながる  
ことが明確化された学びを幅広く揃え
- ・特定分野に絞り込むことなく
- ・複眼的な学びを提供することが必須

SDGsにつながる学びのニーズをより具体的に調査  
(複数回答可)

興味ある学び	選択率 (%)	興味ある学び	選択率 (%)
生命科学 (化学・生物)	29	食の生産～再資源化を一体化した学び	10
環境 (物理・数学)	18	森林・気候変動 大規模災害	16
新しい経済学など (社会・数学)	17	生物多様性 生態系保全	14
国際的な農学 (社会・英語)	13	食と農を結びつけた 学び	9
食品・化粧品・製薬	17	植物・昆虫 農薬削減	9
SDGsを考えた酪農など 動物の学び	16	興味あるものなし	21
発酵・微生物	12		

- ▶ 生命科学の学びのニーズは特に高い
- ▶ いずれの学びも1～2割のニーズがある
- ▶ 各分野を深く学ぶことのできる工夫とともに複数分野を広く学ぶことのできる工夫が必要

## ▶ 出口ニーズ（当学部の卒業生を採用頂いている企業・団体へのアンケート調査、回答数 67：290の企業・団体に依頼。回収率 23.1%）

どのような事項を修得した人材を採用したいか調査

選択割合	修得が望まれる事項	求められる
5割程度	DX、SDGs	DX、SDGs、スマート農林業の素養が強く求められる
3,4割	スマート農林業	
1,2割	HACCP、SX、CN、GX、GAP、持続可能な「酪農」の管理・開発、IPM、「食品の発酵」など微生物の高度利用、OECM、GHC	持続可能性に関連する幅広い素養が求められる

どのような資質や能力のある人材を採用したいか調査

選択割合	求める能力や資質	求められる
9割以上	コミュニケーション能力	コミュニケーション能力が求められる
5割以上	知識を課題解決や意思決定に反映する意欲、課題を見つけ出す力、現場において新たな価値を創造しようとする意欲	
3,4割	理論的・実践的な提案をする力、客観的なデータを抽出する力、地域貢献・社会貢献への高い意欲、専門的な知識・技術	課題の発見・解決に関わる幅広い能力が求められる
2割	文理複眼的な視野	

令和7年5月20日

国立大学法人宇都宮大学長 池田 幸 様

公益社団法人栃木県経済同友会

筆頭代表理事 松 下 正 直



一般社団法人栃木県経営者協会

会 長 青 木 勲



一般社団法人栃木県商工会議所連合会

会 長 藤 井 昌 一



栃木県商工会連合会

会 長 薄 井 正 明



栃木県中小企業団体中央会

会 長 横 倉 正 一



地方創生に向けた宇都宮大学の充実強化に関する要望書

日頃から本県経済産業界に対し、御支援、御協力を賜り、感謝申し上げます。

このたびの貴学が構想されている農学部改組は、5学科を4学科に再構築することにより、旧来の学問分野による構成を取り崩し、分野融合から生まれる斬新で創造的な農学教育を学生に与え、社会的に果たす役割に基づいた構想と大変心強く思われます。

Society5.0社会の到来を目の前にして、未来農学（深刻化・複雑化した現代社会の課題を解決し、持続可能で豊かな未来社会を切り拓く農学）における諸課題を見つけ出し、統合知をもって理論的かつ実践的な提案をおこない地域や国際的な現場において新たな価値を創造することができる人材を育成するものとお聞きしており、誠に時宜を得たものであります。さらに、大学院の充実と魅力向上は、県内外の多様な人材を呼び込み、これを育成することで地域の活力向上へつながっていくと考えられることから、この度の農学部改組構想は、とちぎ創生の実現に大変重要であると認識しており、本県経済産業界としましては、県内外の多くの若者が貴学において学び、卒業後には地域に密着して活躍することを期待し、本構想を強く支持するものであります。

なお、教育研究の実施に当たっては、貴学と共同した取組が、地域の課題を解決し、持続可能で豊かな地域社会の構築に結びつくモデルケースとなるよう、引き続き、多様な連携・協力を行って参りたいと考えております。

貴学におかれましては、県内唯一の国立大学法人として、これまで県内の産業、行政、教育にわたる幅広い分野に地域を支える優秀な人材を数多く輩出され、また、データサイエンス経営学、地域デザイン科学、国際学、教育学、工学、農学等の各分野において、社会の発展に様々な御協力をいただいて参りました。今回の農学部改組により、これまで以上に地域貢献に御尽力いただくことを期待し、貴学の改組構想が早期に実現されることを強く要望いたします。

令和7年5月13日

国立大学法人宇都宮大学長 池田 宰 様

一般社団法人とちぎニュービジネス協議会

会長 大塚 訓平



### 地方創生に向けた宇都宮大学の充実強化に関する要望書

日頃から当会に対し、御支援、御協力を賜り、感謝申し上げます。

このたびの貴学が構想されている農学部改組は、5学科を4学科に再構築することにより、旧来の学問分野による構成を取り崩し、分野融合から生まれる斬新で創造的な農学教育を学生に与え、社会的に果たす役割に基づいた構想と大変心強く思われます。

Society5.0 社会の到来を目の前にして、未来農学（深刻化・複雑化した現代社会の課題を解決し、持続可能で豊かな未来社会を切り拓く農学）における諸課題を見つけ出し、統合知をもって理論的かつ実践的な提案をおこない地域や国際的な現場において新たな価値を創造することができる人材を育成するものとお聞きしており、誠に時宜を得たものであります。さらに、大学院の充実と魅力向上は、県内外の多様な人材を呼び込み、これを育成することで地域の活力向上へつながっていくと考えられることから、この度の農学部改組構想は、とちぎ創生の実現に大変重要であると認識しており、当会としましては、県内外の多くの若者が貴学において学び、卒業後には地域に密着して活躍することを期待し、本構想を強く支持するものであります。

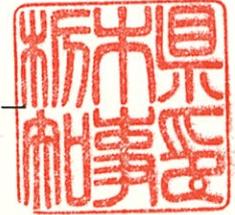
なお、教育研究の実施に当たっては、貴学と共同した取組が、地域の課題を解決し、持続可能で豊かな地域社会の構築に結びつくモデルケースとなるよう、引き続き、多様な連携・協力を行って参りたいと考えております。

貴学におかれましては、県内唯一の国立大学法人として、これまで県内の産業、行政、教育にわたる幅広い分野に地域を支える優秀な人材を数多く輩出され、また、データサイエンス経営学、地域デザイン科学、国際学、教育学、工学、農学等の各分野において、社会の発展に様々な御協力をいただいております。今回の農学部改組により、これまで以上に地域貢献に御尽力いただくことを期待し、貴学の改組構想が早期に実現されることを強く要望いたします。

総政第 72-2 号  
令和 7 年 5 月 20 日

国立大学法人宇都宮大学長 池田 宰 様

栃木県知事 福田 富一



地方創生に向けた宇都宮大学の充実強化に関する要望書

栃木県政の推進につきましては、日頃から特段の御支援、御協力を賜り感謝申し上げます。我が国の人口は、今後長期的に減少し、少子高齢化が急速に進むことが予測されており、本県では、喫緊の課題である人口減少の克服と本県の目指す将来像「人が育ち、地域が活きる未来に誇れる元気な“とちぎ”」の実現に向け、「とちぎ創生 15 戦略（第 2 期）」及び「とちぎ未来創造プラン」に掲げる施策を展開しております。

このような中、貴学が構想されている農学部改組による新たな 4 学科は、Society5.0 社会の到来を目の前にして、未来農学（深刻化・複雑化した現代社会の課題を解決し、持続可能で豊かな未来社会を切り拓く農学）における諸課題を見つけ出し、統合知をもって理論的かつ実践的な提案をおこない地域や国際的な現場において新たな価値を創造することができる人材を育成するものとお聞きしており、誠に時宜を得たものであります。

さらに、大学の学部学科の充実と魅力向上は、県内外の多様な人材を呼び込み、これを育成することで地域の活力向上へつながっていくと考えられることから、この度の農学部改組構想は、とちぎ創生の実現に大変重要であると認識しており、本県としましては、県内外の多くの若者が貴学において学び、卒業後には地域に密着して活躍することを期待し、本構想を強く支持するものであります。

なお、教育研究の実施に当たっては、貴学と本県による取組が、地域の課題を解決し、持続可能で豊かな地域社会の構築に結びつくモデルケースとなるよう、引き続き、多様な連携・協力を行って参りたいと考えております。

貴学におかれましては、県内唯一の国立大学法人として、これまで県内の産業、行政、教育にわたる幅広い分野に地域を支える優秀な人材を数多く輩出され、また、データサイエンス経営学、地域デザイン科学、国際学、教育学、工学、農学等の各分野において県勢発展に様々な御協力をいただき参りました。今回の農学部改組により、これまで以上に地域貢献に御尽力いただくことを期待し、貴学の改組構想が早期に実現されることを強く要望いたします。

宮政審第129-1号  
令和7年6月2日

国立大学法人宇都宮大学長 池田 幸 様

宇都宮市長 佐藤 栄



農学部改組構想の実現による地域の知の拠点機能の進展について

日頃より、本市のまちづくりへの御理解、御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、本市では、時代潮流の変化を的確に捉えながら、市総合計画基本構想に掲げる「将来のうつつのみや像(都市像)」を実現し、周辺市町を含めた圏域全体の発展を図るとともに、SDGsの達成にも貢献していくため、具体的なまちの姿として「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち『スーパースマートシティ』」を将来に向けたまちづくりの基本理念として掲げ、地域共生社会、地域経済循環社会、脱炭素社会の3つの社会を実現するための取り組みを進めています。

本市を取り巻く社会経済環境は、人口減少・人口構造の変化に加え、デジタル化の急速な進展、脱炭素社会構築に向けた要請の高まりなど、さまざまな課題に直面しており、こうした課題を踏まえつつ、「スーパースマートシティの実現」に当たりましては、行政だけでなく、市民、企業など事業者、大学をはじめとする教育機関や各種団体などが、それぞれの強みを生かしながら、互いに連携、共創して取り組んでいくことが必要であると考えております。

これまで貴大学では、平成28年4月の地域デザイン科学部の設置、及び令和6年4月のデータサイエンス経営学部の設置等を通じて、自治体、企業、地域諸団体等との連携強化を図りながら、地域課題の解決に向け、教育研究の推進及び改善に取り組まれてきておられ、本市における「地域の知の拠点」として役割の強化に努めてきていただいたと考えております。

我が国では人口構造の変化による農業者の高齢化や減少、気候変動による農作物への影響、不安定な海外情勢など、農業を取り巻く環境が大きく変化しております。そのような変化に対応するため、本市におきましては、国の法に基づき「第3次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」を策定し、食料の安定供給の確保や農業の持続的な発展などに取り組んでいるところです。このような中、貴大学が農学における諸課題を見つけ出し、理論的かつ実践的な提案をおこない地域や国際的な現場で新たな価値を創造することができる人材の育成に向け、貴大学が農学部を改組されることは、様々な分野で活躍する人材の輩出につながることはもとより、本市における農業の実践的研究拠点となることから、大きな期待を寄せるものであります。

貴大学におかれましては、これまでも、本市随一の高等教育機関として、学長をはじめ、地域デザイン科学、国際学、教育学、工学、農学等の各分野において多大なる御協力をいただいているところであり、改めて感謝申し上げますとともに、新学部構想で描く人材の輩出、研究の先進化等、本市における「地域の知の拠点」としての機能をより進展させ、本市のまちづくりの課題解決に向け御助力賜れば幸いに存じます。

末筆ではありますが、貴大学の益々の御発展を御祈念申し上げます。

栃・管・総発第 0160 号

令和 7 年 5 月 15 日

国立大学法人宇都宮大学長 池田 宰 様

全国農業協同組合連合会 栃木県本部

県本部長 中村 昌文



### 地方創生に向けた宇都宮大学の充実強化に関する要望書

日頃から本会に対しまして、ご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの貴学が構想されている農学部改組は、5学科を4学科に再構築することにより、旧来の学問分野による構成を取り崩し、分野融合から生まれる斬新で創造的な農学教育を学生に与え、社会的に果たす役割に基づいた構想と大変心強く思われます。

Society5.0 社会の到来を目の前にして、未来農学（深刻化・複雑化した現代社会の課題を解決し、持続可能で豊かな未来社会を切り拓く農学）における諸課題を見つけ出し、統合知をもって理論的かつ実践的な提案をおこない地域や国際的な現場において新たな価値を創造することができる人材を育成するものとお聞きしており、誠に時宜を得たものであります。さらに、大学院の充実と魅力向上は、県内外の多様な人材を呼び込み、これを育成することで地域の活力向上へつながっていくものと考えられることから、この度の農学部改組構想は、とちぎ創生の実現に大変重要であると認識しており、全国農業協同組合連合会栃木県本部としましては、県内外の多くの若者が貴学において学び、卒業後には地域に密着して活躍することを期待し、本構想を強く支持するものであります。

なお、教育研究の実施に当たっては、貴学と共同した取組が、地域の課題を解決し、持続可能で豊かな地域社会の構築に結びつくモデルケースとなるよう、引き続き、多様な連携・協力をおこなって参りたいと考えております。

貴学におかれましては、県内唯一の国立大学法人として、これまで県内の産業、行政、教育にわたる幅広い分野に地域を支える優秀な人材を数多く輩出され、また、データサイエンス経営学、地域デザイン科学、国際学、教育学、工学、農学等の各分野において、社会の発展に様々な御協力をいただいて参りました。今回の農学部改組により、これまで以上に地域貢献に御尽力いただくことを期待し、貴学の改組構想が早期に実現されることを強く要望いたします。

以上

令和7年5月26日

国立大学法人宇都宮大学長 池田 宰 様



レオン自動機株式会社  
代表取締役社長 小林 幹央

### 地方創生に向けた宇都宮大学の充実強化に関する要望書

日頃から当社に対し、御支援、御協力を賜り、感謝申し上げます。

このたび貴学が構想されている農学部改組は、持続可能で豊かな社会を築くための「未来農学」をコンセプトに5学科を4学科に改変し、食、環境、生命の融合による新たな学科の設置により、閉塞感を打ち破り未来志向で革新的な人材育成と地域発展のリードを目指すとのこと大変期待をしております。

Society.5.0 社会の到来を目の前にして、深刻化・複雑化した現代社会の課題を解決し、持続可能で豊かな未来社会を切り拓く農学における諸課題を見つけ出し、統合知をもって理論的かつ実践的な提案をおこない地域や国際的な現場において新たな価値を創造することができる人材を育成するものとお聞きしており、誠に時宜を得たものであります。さらに、大学院の充実と魅力向上は、県内外の多様な人材を呼び込み、これを育成することで地域の活力向上へつながっていくと考えられることから、この度の農学部改組構想は、とちぎ創生の実現に大変重要であると認識しており、県内外の多くの若者が貴学において学び、卒業後には地域に密着して活躍することを期待し、本構想を強く支持するものであります。

当社としましても貴学と食、環境、生命、自然科学、社会科学の分野において共同した取り組みが豊かな地域社会の構築に結びつくモデルケースとなるよう、引き続き多様な連携、協力を行って参りたいと考えております。

貴学におかれましては、県内唯一の国立大学法人として、これまで県内の産業、行政、教育にわたる幅広い分野に地域を支える優秀な人材を数多く輩出され、社会の発展に様々なご協力をいただいております。このたびの農学部改組により、宇都宮大学農学部を地域の知の拠点として位置づけ、より一層の地域社会との連携強化を図り、地域の発展をリードする役割を果たしていただきたいと考えております。未来に向けた持続可能な農学部の改組構造が早期に実現されることを強く要望いたします。

令和7年5月12日

国立大学法人宇都宮大学長 池田 宰 様

株式会社 誠和  
代表取締役 大出浩睦



### 地方創生に向けた宇都宮大学の充実強化に関する要望書

日頃から当社に対し、御支援、御協力を賜り、感謝申し上げます。

県内唯一の国立大学法人として、これまで県内の産業、行政、教育にわたる幅広い分野に地域を支える優秀な人材を数多く輩出され、また、データサイエンス経営学、地域デザイン科学、国際学、教育学、工学、農学等の各分野において、社会の発展に様々な御協力をいただきて参りました。そんな貴学が構想されている農学部改組は、5学科を4学科に再構築することにより、旧来の学問分野による構成を取り崩し、分野融合から生まれる斬新で創造的な農学教育を学生に与え、社会的に果たす役割に基づいた構想と大変心強く思われます。

Society5.0社会の到来を目の前にして、未来農学（深刻化・複雑化した現代社会の課題を解決し、持続可能で豊かな未来社会を切り拓く農学）における諸課題を見つけ出し、統合知をもって理論的かつ実践的な提案をおこない地域や国際的な現場において新たな価値を創造することができる人材を育成するものとお聞きしております。気候変動や食料安全保障への対応が必要な時代において、またグローバル化からナショナリズムへの移行が強くなってきている中において、産官学金が国内外問わず連携する必要性が増している現代に極めて必要な再編であります。さらに、大学院の充実と魅力向上は、県内外の多様な人材を呼び込み、これを育成することで地域の活力向上へつながっていくと考えられます。失われた30年を取り戻すべく政府による企業への賃上げ要請が行われておりますが、それに応えていくためにも、今まで以上に理論的で実践的な学びを通じて、実業を行うにふさわしい人材育成が必要であります。

この度の農学部改組構想は、とちぎ創生の実現に大変重要であると認識しており、当社としましては、県内外の多くの若者が貴学において学び、卒業後には地域に密着・定着して活躍することを期待し、本構想を強く支持するものであります。

令和7年4月10日

国立大学法人宇都宮大学長 池田 宰 様

企業名 株式会社水環境プランニング

代表取締役 西谷元則



### 地方創生に向けた宇都宮大学の充実強化に関する要望書

日頃より当社に対し、御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

食、環境、生命を支え 100 余年、北関東の伝統校である貴学が構想されている農学部改組は、持続可能な食糧生産に関わるあらゆる分野において、閉塞感を打ち破るものとして期待しています。5 学科を特色ある 4 学科に再構築することにより、旧来の学問分野による構成を取り崩し、分野融合から生まれる斬新で創造的な農学教育を学生に与え、これまで以上に、知の拠点として地域の発展をリードする役割を担うものと大変心強く思われます。

食、環境、生命をつなぎ、持続可能な豊かな社会をつくる「未来農学」（深刻化・複雑化した現代社会の課題を解決し、持続可能で豊かな未来社会を切り拓く農学）は、Society5.0 社会における諸課題を見つけ出し、統合知をもって理論的かつ実践的な提案をおこなうことや地域や国際的な現場における新たな価値を創造することができる人材を育成するものとお聞きしており、誠に時宜を得たものであります。そして、食材や食品の機能性向上に貢献する学科や生物生産性に関わる革新的技術を探索する学科、持続可能な流域圏の生産基盤をデザインする学科、環境と社会と経済の持続可能性を目指す学科と、それぞれに特色のある研究領域の探求が実現されることに期待します。

この度の農学部改組構想は、当社としましても、県内外の多くの若者が貴学において学び、卒業後には地域に密着して活躍することを期待し、本構想を強く支持するものであります。そして、教育研究の実施に当たっても、貴学と共同した取組が、地域課題を解決し、持続可能な地域社会の構築に結びつくモデルケースとなるよう、引き続き、多様な連携・協力を行って参りたいと考えております。

貴学は、県内唯一の国立大学法人として、これまで県内の産業、行政、教育にわたる幅広い分野に地域を支える優秀な人材を数多く輩出され、また、データサイエンス経営学、地域デザイン科学、国際学、教育学、工学、農学等の各分野において、社会の発展に寄与して参りました。今回の農学部改組により、これまで以上に地域貢献に御尽力いただくことを期待し、貴学の改組構想が早期に実現されることを強く要望いたします。

## 養成する人材像と 3 P（フロンティア食品科学科）

未来農学（深刻化・複雑化した現代社会の課題を解決し、持続可能で豊かな未来社会を切り拓く農学）における諸課題を見つけ出し、統合知をもって理論的かつ実践的な提案をおこない、地域や国際的な現場において新たな価値を創造することができる人材を育成することを基本理念とする。また、農学を専門とする職業人・技術者としての倫理観を持って思考・行動することができる人材を養成する。

### ディプロマ・ポリシー

宇都宮大学は、教育目標に定める幅広い教養と行動的知性を備えた人材を育成するために、所定の期間在学して必要な単位を取得し、「宇大スタンダード」に定める汎用的能力と、所属学部において定める専門分野に関する知識・技能を獲得した者に学位を授与する。

(1) 生物資源の生産・加工・流通・消費とその基盤を形成する自然環境について、未来農学の視点から理解することができる。

(2) 農学を専門とする職業人・技術者としての倫理観を持って思考・行動することができる。

(3) 食品や食材の特性を明らかにするために必要な自然科学の基礎的素養を備えている。

(4) 食材の持つ嗜好や健康に関わる機能、加工による機能強化と持続的活用に関する知識・技能を身につけ、持続可能な食の推進に貢献することができる。

(5) ポストハーベストにおける自然科学および社会科学の視座を共に持つことで、人にとっても社会にとっても健全な食の発展に向けた課題解決や意思決定、価値創出に貢献することができる。

### アドミッション・ポリシー

- (1) 高等学校で修得すべき幅広い教科・科目の基礎的な知識を備えている人。
- (2) 理科（化学あるいは生物）および英語などについての基礎的な知識と学力を備えている人。
- (3) 様々なデータを読み取り、思考し、判断する力を備えている人。
- (4) 諸課題の解決策を他者と共有するための表現力を備えている人。
- (5) 常に問題意識を持ち、解決に向けて主体的に考え、行動を起こす意欲と能力を備えている人。
- (6) 農学分野の現場で多様な人達と協働するためのコミュニケーション能力を備えている人。

### カリキュラム・ポリシー

- (1) 幅広い教養と行動的知性を身につけさせるために、初期導入科目、基盤教養科目、リテラシー科目、リベラルアーツ科目、高度教養科目を開設する。
- (2) 農学に含まれる幅広い分野の連携に必要な俯瞰的思考を身につけるために、農学及び関係領域における将来の展望や技術的進歩、社会的変化に焦点を当てた学びである農学リテラシー科目を開設する。
  - ・ 実践的能力を養うための体験・実践系科目群
  - ・ 未来農学を実現するために必要な基礎的素養を身に付ける未来志向科目群
  - ・ 客観的なデータを抽出し、価値を引き出すための基礎を培うデータサイエンス科目群
  - ・ 広範なフィールドのエコシステムを理解するために必要な基礎となる社会連携科目群
- (3) 農学分野の研究の楽しさを知り、自身のキャリアにおける学びの継続を促すための『研究への扉』の科目群を開設する。
- (4) 持続可能で健全な食社会を推進する人材を育成するため、以下の専門科目を開設する。
  - ・ 生物資源や食品などの様々な可能性を解明する『食品の材料の科学』科目群
  - ・ 食品の加工による機能強化および生物資源の持続的活用に関する『食品の加工・機能性の科学』科目群
  - ・ 生物資源の可能性を明らかにし、食品の嗜好および健康への影響を評価するために必要な科学的技能を修得する『実験・実習・演習』科目群
  - ・ 複眼的に自然科学と社会科学を捉え、農学関連分野における価値創出力と課題解決力を培う『健全な食の科学』科目群
- (5) 教養と専門的知識を総合する豊かな思考力を身につけさせるために、卒業論文を開設する。

## 養成する人材像と3P（生物生産イノベーション科学科）

未来農学（深刻化・複雑化した現代社会の課題を解決し、持続可能で豊かな未来社会を切り拓く農学）における諸課題を見つけ出し、統合知をもって理論的かつ実践的な提案をおこない、地域や国際的な現場において新たな価値を創造することができる人材を育成することを基本理念とする。また、農学を専門とする職業人・技術者としての倫理観を持って思考・行動することができる人材を養成する。

### ディプロマ・ポリシー

宇都宮大学は、教育目標に定める幅広い教養と行動的知性を備えた人材を育成するために、所定の期間在学して必要な単位を取得し、「宇大スタンダード」に定める汎用的能力と、所属学部において定める専門分野に関する知識・技能を獲得した者に学位を授与する。

(1) 生物資源の生産・加工・流通・消費とその基盤を形成する自然環境について、未来農学の視点から理解することができる。

(2) 農学を専門とする職業人・技術者としての倫理観を持って思考・行動することができる。

(3) 自然科学の基礎理論と生物生産に関わる基礎知識を理解し、農学における技術革新に貢献することができる。

(4) 農学関連産業の意義と重要性を理解し、自ら思考し、判断しながら、他者とコミュニケーションをとり、他者と協調しながらその発展に寄与できる。

(5) 農学における課題に対して問題意識をもち、解決に向けて主体的に行動を起こす意欲をもち、生物生産に関わる先進的な知見や技術を理解することで、農学関連産業において主導的立場を担うことができる。

### アドミッション・ポリシー

- (1) 高等学校で修得すべき幅広い教科・科目の基礎的な知識を備えている人。
- (2) 理科（生物あるいは化学）および英語などについての基礎的な知識と学力を備えている人。
- (3) 様々なデータを読み取り、思考し、判断する力を備えている人。
- (4) 生物生産科学分野における諸課題の解決策を他者と共有するための表現力を備えている人。
- (5) 本分野への関心と問題意識を持ち、解決に向けて主体的に考え、行動を起こす意欲と能力を備えている人。
- (6) 農学分野の現場で多様な人達と協働するためのコミュニケーション能力を備えている人。

### カリキュラム・ポリシー

- (1) 幅広い教養と行動的知性を身につけさせるために、初期導入科目、基盤教養科目、リテラシー科目、リベラルアーツ科目、高度教養科目を開設する。
- (2) 農学に含まれる幅広い分野の連携に必要な俯瞰的思考を身につけるために、農学及び関係領域における将来の展望や技術的進歩、社会的変化に焦点を当てた学びである農学リテラシー科目を開設する。
  - ・ 実践的能力を養うための体験・実践系科目群
  - ・ 未来農学を実現するために必要な基礎的素養を身に付ける未来志向科目群
  - ・ 客観的なデータを抽出し、価値を引き出すための基礎を培うデータサイエンス科目群
  - ・ 広範なフィールドのエコシステムを理解するために必要な基礎となる社会連携科目群
- (3) 農学分野の研究の楽しさを知り、自身のキャリアにおける学びの継続を促すための『研究への扉』の科目群を開設する。
- (4) 生物生産科学の専門性とイノベーションの基礎を身につけさせるために、以下の専門科目を開設する。
  - ・ 生命科学や生物生産を学ぶために必要な自然科学の基礎を培う『生物生産基礎』科目群
  - ・ 生物を解析し、活用するための基礎的な技能や実践的能力を養う『生物生産応用』科目群
  - ・ 生物生産の観点から生物や農業を取り巻く環境を理解するために必要な知識を身に付けることができる『生物生産基幹』科目群（植物生産科目・動物生産科目・生産環境科目）
  - ・ 農学関連産業に直結した実践的な知見と先進的な技術を身につけることができる『生物生産イノベーション』科目群
- (5) 教養と専門的知識を総合する豊かな思考力を身につけさせるために、卒業論文を開設する。

## 養成する人材像と 3P（環境システム科学科）

未来農学（深刻化・複雑化した現代社会の課題を解決し、持続可能で豊かな未来社会を切り拓く農学）における諸課題を見つけ出し、統合知をもって理論的かつ実践的な提案をおこない、地域や国際的な現場において新たな価値を創造することができる人材を育成することを基本理念とする。また、農学を専門とする職業人・技術者としての倫理観を持って思考・行動することができる人材を養成する。

### ディプロマ・ポリシー

宇都宮大学は、教育目標に定める幅広い教養と行動的知性を備えた人材を育成するために、所定の期間在学して必要な単位を取得し、「宇大スタンダード」に定める汎用的能力と、所属学部において定める専門分野に関する知識・技能を獲得した者に学位を授与する。

(1) 生物資源の生産・加工・流通・消費とその基盤を形成する自然環境について、未来農学の視点から理解することができる。

(2) 農学を専門とする職業人・技術者としての倫理観を持って思考・行動することができる。

(3) 自然科学の基礎理論と持続的かつ合理的な流域圏の基盤デザインに関わる基礎知識を理解し、農林業における種々の課題に適用することができる。

(4) 農林環境システムに関わる様々な課題をフィールドに求め、幅広い分野の科学技術情報と科学的コミュニケーションを活用して解決に導くことができる。

(5) 農業環境工学分野または森林科学分野の専門的知識・技術及びデータ解析力を修得し、それぞれの分野の技術者として社会に貢献できる。

### アドミッション・ポリシー

- (1) 高等学校で修得すべき幅広い教科・科目の基礎的な知識を備えている人。
- (2) 理科（生物）あるいは数学および英語などについての基礎的な知識と学力を備えている人。
- (3) 様々なデータを読み取り、思考し、判断する力を備えている人。
- (4) 生物生産科学分野における諸課題の解決策を他者と共有するための表現力を備えている人。
- (5) 本分野への関心と問題意識を持ち、解決に向けて主体的に考え、行動を起こす意欲と能力を備えている人。
- (6) 農学分野の現場で多様な人達と協働するためのコミュニケーション能力を備えている人。

### カリキュラム・ポリシー

- (1) 幅広い教養と行動的知性を身につけさせるために、初期導入科目、基盤教養科目、リテラシー科目、リベラルアーツ科目、高度教養科目を開設する。
- (2) 農学に含まれる幅広い分野の連携に必要な俯瞰的思考を身につけるために、農学及び関係領域における将来の展望や技術的進歩、社会的変化に焦点を当てた学びである農学リテラシー科目を開設する。
  - ・ 実践的能力を養うための体験・実践系科目群
  - ・ 未来農学を実現するために必要な基礎的素養を身につける未来志向科目群
  - ・ 客観的なデータを抽出し、価値を引き出すための基礎を培うデータサイエンス科目群
  - ・ 広範なフィールドのエコシステムを理解するために必要な基礎となる社会連携科目群
- (3) 農学分野の研究の楽しさを知り、自身のキャリアにおける学びの継続を促すための『研究への扉』の科目群を開設する。
- (4) 持続的かつ合理的な流域圏の基盤デザインに関わる基礎知識を理解し、農林業における諸問題を解決に導くことができる技術者を育成するために、以下の専門教育科目を設置する。
  - ・ 環境システム科学に関する自然科学の基礎理論を理解するための基礎科目群
  - ・ 流域圏の基盤デザインに関わる基礎知識を修得するための環境基盤系科目群
  - ・ 空間デザインのための測量・製図技術を修得するための環境計測系科目群
  - ・ 社会的要求の変化を理解し、臨機応変な対応方法を学ぶための融合・応用科目群
  - ・ 農業環境工学分野の技術者としての専門知識・技術を修得する農業環境工学技術系科目群
  - ・ 森林科学分野の技術者としての専門知識・技術を修得する森林科学技術系科目群
- (5) 教養と専門的知識を総合する豊かな思考力を身につけさせるために、卒業論文を開設する。

## 養成する人材像と3P（エコロジカル社会経済学科）

未来農学（深刻化・複雑化した現代社会の課題を解決し、持続可能で豊かな未来社会を切り拓く農学）における諸課題を見つけ出し、統合知をもって理論的かつ実践的な提案をおこない、地域や国際的な現場において新たな価値を創造することができる人材を育成することを基本理念とする。また、農学を専門とする職業人・技術者としての倫理観を持って思考・行動することができる人材を養成する。

### ディプロマ・ポリシー

宇都宮大学は、教育目標に定める幅広い教養と行動的知性を備えた人材を育成するために、所定の期間在学して必要な単位を取得し、「宇大スタンダード」に定める汎用的能力と、所属学部において定める専門分野に関する知識・技能を獲得した者に学位を授与する。

(1) 生物資源の生産・加工・流通・消費とその基盤を形成する自然環境について、未来農学の視点から理解することができる。

(2) 農学を専門とする職業人・技術者としての倫理観を持って思考・行動することができる。

(3) 食や農林業という農学の対象を分析する社会科学の知識と素養を備えている。

(4) 科学技術と社会との相互作用の中で、未来農学を切り拓く、環境、社会、経済の持続可能な視点から社会課題を見出す力を備えている。

(5) 社会課題の解決に対して、社会・地域との連携を図りながら、適切な解決策の実践に取り組める行動力を備えている。

### アドミッション・ポリシー

- (1) 高等学校で修得すべき幅広い教科・科目（国語（小論文）あるいは数学および英語）の基礎的な知識を備えている人。
- (2) 様々なデータを読み取り、思考し、判断する力を備えている人。
- (3) エコロジカル社会経済学における諸問題の解決策を他者と共有するための表現力を備えている人。
- (4) 常に問題意識を持ち、解決に向けて主体的に考え、行動を起こす意欲と能力を備えている人
- (5) 農学分野の現場で多様な人達と協働するためのコミュニケーション能力を備えている人。
- (6) 当該分野への関心を持ち、本分野の発展に貢献する意欲を持っている人。

### カリキュラム・ポリシー

- (1) 幅広い教養と行動的知性を身につけさせるために、初期導入科目、基盤教養科目、リテラシー科目、リベラルアーツ科目、高度教養科目を開設する。
- (2) 農学に含まれる幅広い分野の連携に必要な俯瞰的思考を身につけるために、農学及び関係領域における将来の展望や技術的進歩、社会的変化に焦点を当てた学びである農学リテラシー科目を開設する。
  - ・ 実践的能力を養うための体験・実践系科目群
  - ・ 未来農学を実現するために必要な基礎的素養を身につける未来志向科目群
  - ・ 客観的なデータを抽出し、価値を引き出すための基礎を培うデータサイエンス科目群
  - ・ 広範なフィールドのエコシステムを理解するために必要な基礎となる社会連携科目群
- (3) 農学分野の研究の楽しさを知り、自身のキャリアにおける学びの継続を促すための『研究への扉』の科目群を開設する。
- (4) 食やその生産基盤となる農林業に関連する対象を社会科学の領域から学び、環境、社会、経済的に持続可能なフードシステムの構築により、社会課題を解決することのできる能力を備えた人材育成のために、以下の専門教育科目を設置する。
  - ・ 社会科学の基礎を理解するための基礎科目群
  - ・ 食や農林業という農学の対象を分析し、持続可能な社会の実現に向けた問題意識を養うための応用科目群
  - ・ 課題発見や解決につながる論理的思考力・判断力や情報収集・分析力を磨き、社会の現場から問題を発見し、社会・地域との連携を図りながら適切な解決策を見出すとともに、その実践にも取り組める行動力を身につけるための演習系科目群
- (5) 教養と専門的知識を総合する豊かな思考力を身につけさせるために、卒業論文を開設する。

# 「未来農学」を軸とした農学リテラシー科目（共通科目）



現行 農学部コア実習(2単位) + 農業と環境の科学(2単位) + 生物資源の科学(2単位) + 卒業論文(6単位)

体験・実践系科目群(10単位) + 未来志向科目群(6単位) + データサイエンス(DS)科目群(6~8単位) + 社会連携科目群(5~7単位)

1年次  
(全学 22単位)  
(農学 8単位)

- 【未来農学】(前期・専門必修) 農学の未来像、先端技術、先進研究を紹介し期待感を持たせる。
- 【食農科学】(後期・専門必修) 食と農の関係を学ぶ。社会科学的な視点も含める。
- 【フィールド実践演習Ⅰ】(前期・専門必修) 既存の「農学部コア実習」を計画～生産～加工～流通～販売～消費の要素を含む内容に発展的に拡大し、農学の全体像や社会的位置付けを俯瞰しながら、自分自身の学びの方向性を見出す。
- 【農学DS基礎】(後期・専門必修) 統計の理論と活用についてエクセルを使いながら学修する。農学関係の演習課題なども取り入れる。
- 【全学共通 基盤教育科目】 新入生セミナー(学科単位で実施)、リテラシー科目(データサイエンス入門含む)、教養科目

2年次  
(全学 2単位)  
(農学 6~8単位)

- 【フィールド実践演習Ⅱ】(通年・専門必修) 課題解決型のプロジェクト実習を展開する。グループ別に特定の実習テーマを定めて通年で実施することや、共通の授業時間(コアタイム)と不定期の時間を設定する。
- 【農学DS応用】(前期・専門必修) 農学分野で必要なプログラミングの基礎と活用をエクセルのVBAを通して学修する。
- 【食農マネジメント論】(後期・専門必修) 農学関係のマネジメント(経営戦略、生産管理など)について学ぶ。
- 【農学DS実践】(後期・専門選択) pythonやRなどの実践的なプログラミング科目を学修するとともに、資格取得を目指す。
- 【全学共通 基盤教育科目】 リテラシー科目(英語)

3年次  
(全学 1単位)  
(農学 2~4単位)

- 【キャリアデザイン】(前期・専門必修) 宇大農学部OB・OG、企業の開発担当を外部講師として、見学実習とともに実施する。
- 【農学の倫理】(後期・専門必修) 技術者倫理、生命倫理、環境倫理などを学ぶ。
- 【インターンシップ】(通年・専門選択) インターンシップを10日間以上実施し、報告会を開催する。
- 【全学共通 基盤教育科目】 高度教養科目(栃木県内の農林業関係機関の実務者による講義とグループワーク)

4年次  
(農学 6単位)

- 【卒業論文】(通年・専門必修) 農学部での学びの集大成

⇒農学及び関係領域における将来の展望や技術的進歩、社会的変化に焦点を当てた学びによって、未来に希望を持って多様な社会的要求にも柔軟に対応できるしなやかな人材を育成

フロンティア食品科学科のカリキュラムツリー

【資料④-1】

カリキュラム・ポリシー			1年		2年		3年		4年	ディプロマ・ポリシー	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
<b>基盤教育科目</b> 学生が学びを目的、自らの可能性を拡げるため、(1) 大学での学びの意義・目的等の理解や学生生活上の健康・安全等に係る知識や意識、(2) 英語や健康、データサイエンス、SDGsなど、新たな社会での活躍に求められる知識・技能や考え方などの基礎、(3) 自ら問いを立て、答えを導き出すための基本的な方法や異なる専門的背景を持つ他者と対話を重ね答えを導き出していく力などを養い身につけていきます。 【CP1】	初期導入科目 (新入生セミナー)										
	リテラシー科目 データサイエンス入門 スポーツと健康 SDGs入門 Integrated English IA, IB Integrated English IIA, IIB Advanced English (x2)							大学は必修科目 下級は選択必修科			
	教養科目 人文科学系科目、社会科学系科目、自然科学系科目、初修外国語系科目、総合系科目、基盤キャリア教育系科 (高度教養セミナー)										
<b>学部共通専門科目</b> 農学を学ぶ上で必要となる自然科学の基礎的な事項を身につけます。 【CP1】 農学及び関係領域における将来の展望や技術の進歩、社会的変化に焦点を当てた学びにより、農学に含まれる幅広い分野の連携に必要な俯瞰的思考を身につけます。 【CP2】 農学分野の研究の楽しさを知り自身のキャリアにおける学びの継続を促します。 【CP3】	自然科学基礎科目 生物学基礎 化学基礎 物理学基礎 未来農学 新入生セミナー (初期導入科目)		食農科学 植物生態学 雑草科学の新展開 野生動物被害管理学	地学基礎					<b>フロンティア食品科学卒業論文</b> 生物資源の生産・加工・流通・消費とその基礎を形成する自然環境について、未来農学の視点から理解することができる。 【DP1】 農学およびその関連分野を専門とする職人、技術者としての倫理観を持ち、思考・行動することができる。 【DP2】		
	農学リテラシー科目 未来志向科目群 体験・実践系科目群 データサイエンス科目群 データサイエンス入門 (リテラシー科目) 社会連携科目群		フィールド実践演習Ⅰ データサイエンス入門 (リテラシー科目)	農学データサイエンス基礎 農学データサイエンス応用 農学データサイエンス実践 農学データサイエンス実践	環境と食品の機能分析 食と環境を守る植物科学 現代の分子農学 現代の進化生物学 フードジオグラフィ						
	研究への扉										
<b>学科専門科目</b> 生物資源や食品などの様々な可能性を解明するための知識を身につけます。 【CP4】 食品の加工による機能強化および生物資源の持続的活用に関する知識を身につけます。 【CP4】 生物資源の可能性を明らかにし、食品の嗜好および健康への影響を評価するために必要な科学的技能を身につけます。 【CP4】 複眼的に自然科学と社会科学を捉え、農学関連分野における価値創出力と課題解決力を培います。 【CP4】	食品の材料の科学 食品の加工・機能性の科学 実験・実習・演習 健全な食の科学 その他選択科目		生体成分の化学 細胞生物学 化学実験基礎	食品学 代謝生物学 微生物学 食の安全学	色・味・香りの化学 食品加工・貯蔵の科学 ハイオリブアイリー ファインケミカルズ-有機化学- 健康栄養学	生体分子の有機化学 食品機能性開発と酵素 インダストリーと微生物 食品機能の科学 分子栄養学 菌類が開く食の未来	フロンティア食品科学実験 フロンティア食品科学特別演習 食と免疫 食と細胞の科学 食品科学と社会的インパクト	グローバル関連科目 他学科の科目	食品や食料の特性を明らかにするために必要な自然科学の基礎的素養を備えている。 【DP3】 食料の持つ嗜好や健康に関わる機能、加工による機能強化と持続的活用に関する知識・技能を身につけ、持続可能な食の推進に貢献することができる。 【DP4】 ポストハーベストにおける自然科学および社会科学の視座を共に持つことで、人にとっても社会にとっても健全な食の発展に向けた課題解決や意思決定、価値創出に貢献することができる。 【DP5】		
	卒業論文										

生物生産イノベーション科学科のカリキュラムツリー

【資料④-2】

カリキュラム・ポリシー		1年		2年		3年		4年	ディプロマ・ポリシー
		前期	後期	前期	後期	前期	後期		
<b>基盤教育科目</b> 学力力の土台を固め、自らの可能性を拡げるため、(1)大学での学びの意義・目的等の理解や学生生活上の健康・安全等に関する知識や意識、(2)英語や読解、データサイエンス、SDGsなど、新たな社会での活躍に求められる知識・技能や考えなどの基礎、(3)自ら問いを立て、答えを導き出すための基本的な方法や異なる専門的背景を持つ他者と対話を重ね答えを導き出していく力を身に付けていきます。【CP1】	初期導入科目 (新入生セミナー)								
	リテラシー科目 (データサイエンス入門)	スポーツと健康 SDGs入門					太字は必修科目 下線は選択必修科目		
	教養科目 人文科学系科目、社会科学系科目、自然科学系科目、初級外国語系科目、総合系科目、基礎キャリア教育系科目	Integrated English IA, IB Integrated English IIA, IIB Advanced English (x2)							
								(高度敬業セミナー)	
<b>学部共通専攻科目</b> 農学を学ぶ上で必要となる自然科学の基礎的な事項を身につけます。【CP1】 農学及び関係領域における将来の職業や技術的進歩、社会的変化に焦点を当てた学びにより、農学に含まれる幅広い分野の連携に必要な情動的態度を身につけます。【CP2】 農学分野の研究の楽しさを知り自身のキャリアにおける学びの意義を促します。【CP3】	自然科学基礎科目 未来志向科目群 体験・実践系科目群 データサイエンス科目群 社会連携科目群	生物学基礎 化学基礎 物理学基礎 未来農学 新入生セミナー (前期導入科目) フィールド実践演習Ⅰ データサイエンス入門 (リテラシー科目)	食農科学 植物生態学	地学基礎 生物学実験基礎 雑草科学の新展開 野生動物被害管理学 フィールド実践演習Ⅱ	農学データサイエンス実践 食農マネジメント論	農学の倫理 キャリアデザイン インターンシップ 高度敬業セミナー (後期科目)	環境と食品の消費分析 食と環境を守る植物科学 現代の分子農学 遺伝子工学を用いた分子農学 現代の進化生物学 フードジオグラフィ	生物資源の生産・加工・流通・消費とその基礎を形成する自然環境において、未来農学の視点から理解することができる。【DP1】 農学およびその関連分野を専門とする職人・技術者としての倫理観を持ち、思考・行動することができる。【DP2】	
	研究への扉								
<b>学科専攻科目</b> 生命科学や生物生産を学ぶために必要な自然科学の基礎を学びます。生物を解析し、応用するための基礎的な技術や実践的能力を養います。【CP4】 生物生産の観点から生物や農産物を取り巻く環境を理解するために必要な知識および、農学関連産業に貢献した実践的な知見と先進的な技術を身につけます。【CP4】 生物資源の可能性を明らかにし、イノベーションにつながるために必要な科学的技術を身につけます。【CP4】 教員の指導の下、自主的にテーマを設定し、研究計画を立案・実行したものを論文としてまとめ、教養と専門知識を統合する豊かな思考力を身につけます。【CP5】	生物生産基礎・応用科目 生物生産基幹／イノベーション科目 実験・実習・演習 その他選択科目 卒業論文	生物学概論 植物生産の基礎 動物生産の基礎 植物保護学	分子生物学 植物／動物生理学 植物遺伝育種学 家畜飼養学 土壌環境科学 微生物学 雑草学	遺伝子工学 園芸学 動物遺伝育種学 動物繁殖学 植物病理学 応用昆虫害学	作物学 植物ウイルス学の最前線 種苗ビジネスと技術革新 脊椎動物の形態と進化 動物行動学 遺伝子発現解析学 昆虫の生命科学 植物分子栄養学 エシカル畜産学	生命科学実践Ⅰ 生命科学実践Ⅱ 生物生産イノベーション演習	生物生産イノベーションの意義と課題 作物学 植物ウイルス学の最前線 種苗ビジネスと技術革新 脊椎動物の形態と進化 動物行動学 遺伝子発現解析学 昆虫の生命科学 植物分子栄養学 エシカル畜産学	自然科学の基礎理論と、生物生産に関わる基礎知識を理解し、農学における技術革新に貢献することができる。【DP3】 農学関連産業の意義と重要性を理解し、自ら思考し、判断しながら、他者とコミュニケーションをとり、他者と協働しながらその発展に専念できる。【DP4】 農学における課題に対して問題意識をもとめ、解決に向けて主体的に行動を起こす意欲をもとめ、生物生産に関わる先進的な知見や技術を理解することで、農学関連産業において主導的立場を担うことができる。【DP5】	グローバル関連科目 他学科の科目

環境システム科学科のカリキュラムツリー

【資料④-3】

	カリキュラム・ポリシー	1年		2年		3年		4年	ディプロマ・ポリシー	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期			
基盤教育科目	<p>学生力の土台を固め、自らの可能性を拡げるため、(1)大学での学びの意義・目的等の理解や学生生活上の健康・安全等に係る知識や意識、(2)英語や健康、データサイエンス、SDGsなど、新たな社会での活躍に求められる知識・技能や考え方などの基礎、(3)自ら問いを立て、答えを導き出すための基本的な方法や異なる専門的背景を持つ他者と対話を重ね答えを導き出していく力などを養い身につけていきます。【CP1】</p>	初期導入科目	(新入生セミナー)							
		リテラシー科目	(データサイエンス入門)	スポーツと健康	SDGs入門			太字は必修科目 下線は選択必修科		
		教養科目	Integrated English IA, IB	Integrated English IIA, IIB	Advanced English (x2)					
		人文科学系科目、社会科学系科目、自然科学系科目、初修外国語系科目、総合系科目、基盤キャリア教育系(高度教養セミナー)								
学部共通専門科目	<p>農学を学ぶ上で必要となる自然科学の基礎的な事項を身につけます。【CP1】</p> <p>農学及び関係領域における将来の展望や技術的進歩、社会的変化に焦点を当てた学びにより、農学に含まれる幅広い分野の連携に必要な俯瞰的思考を身につけます。【CP2】</p> <p>農学分野の研究の楽しさを知り自身のキャリアにおける学びの継続を促します。【CP3】</p>	自然科学基礎	生物学基礎 化学基礎 物理学基礎	未来農業 新入生セミナー (初期導入科目)	食農科学	植物生態学	雑草科学の新展開 野生動物被害管理学			
		農学リテラシー科目	未来志向科目群 体験・実践系科目群 データサイエンス科目群 社会連携科目群	フィールド実践演習Ⅰ データサイエンス入門 (リテラシー科目)	農学データサイエンス基礎	農学データサイエンス応用	農学データサイエンス実践 食農マネジメント論	農学の倫理 キャリアデザイン 農学インターンシップ 高度教養セミナー (教養科目)		
		研究への扉	環境と食品の機序分析 食と環境を守る植物科学 現代の分子農学 細胞とオルガネラの分子生物学 現代の進化生物学 フードジオグラフィ							<p>生物資源の生産・加工・流通・消費とその基礎を形成する自然環境について、未来農学の視点から理解することができる。【DP1】</p> <p>農学およびその関連分野を専門とする職業人・技術者としての倫理観を持ち、思考・行動することができる。【DP2】</p>
学科専門科目	<p>環境システム科学に関する自然科学の基礎理論を理解します。【CP4】</p> <p>流域圏の基盤デザインに関わる基礎知識を修得します。【CP4】</p> <p>空間デザインのための測量・製図技術を修得します。【CP4】</p> <p>社会的要請の変化を理解し、臨機応変な対応方法を学びます。【CP4】</p> <p>農業環境工学分野の技術者として社会に貢献するための専門知識・技術を修得します。【CP4】</p> <p>森林科学分野の技術者として社会に貢献するための専門知識・技術を修得します。【CP4】</p> <p>他学科の科目</p>	基礎科目群	物理学基礎(学部共通専門科目)	応用数学						
		環境基盤系科目群		田園生態学	植物生態学(農学リテラシー科目)	流域水文学	治山砂防学 農地環境学	環境解析法		
		環境計測系科目群				測量・環境計測学 測量・環境計測実習	デジタル製図	空間情報工学		
		融合・応用科目群	環境システム科学概論	植物生産環境学 動物生産環境学	バイオマス利用管理学 気候変動へのレジリエンス	スマート農林業の実践と課題	環境科学プロジェクト演習		自然科学の基礎理論と持続的かつ合理的な流域圏の基盤デザインに関わる基礎知識を理解し、農林業における種々の課題に適用することができる。【DP3】	
		農業環境工学技術系科目群				構造力学 流体力学・水理学 園場機械学	土壌物理学・土質力学 水利環境工学 環境工学実験	農業工学演習	農林環境システムに関わる様々な課題をフィールドに求め、幅広い分野の科学技術情報と科学的コミュニケーションを活用して解決に導くことができる。【DP4】	
		森林科学技術系科目群				森林機械学 樹木・造林学	森林土壌学 森林計画学 森林科学実習Ⅱ(工学) 森林科学実習Ⅰ(生体) 森林科学実習Ⅲ(社会)	森林政策学 森林科学実習Ⅱ(工学) 林産学 森林科学実験(林産)	農業環境工学分野または森林科学分野の専門知識・技術及びデータ解析力を修得し、それぞれの分野の技術者として社会に貢献できる。【DP5】	
		その他選択科目				グローバル関連科目				
	卒業論文	→								

エコロジカル社会経済学科のカリキュラムツリー

【資料④-4】

カリキュラム・ポリシー	1年		2年		3年		4年	ディプロマ・ポリシー	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
<p><b>基盤教育科目</b></p> <p>学生力の土台を固め、自らの可能性を拡げるため、(1)大学での学びの意義・目的等の理解や学生生活上の健康・安全等に係る知識や意識、(2)英語や健康、データサイエンス、SDGsなど、新たな社会での活躍に求められる知識・技能や考え方の基礎、(3)自ら問いを立て、答えを導き出すための基本的な方法や異なる専門的背景を持つ他者と対話を重ね答えを導き出していく力などを養い身につけていきます。【CP1】</p>	<p>初期導入科目</p> <p>(新入生セミナー)</p>								
	<p>リテラシー科目</p> <p>スポーツと健康</p> <p>SDGs入門</p>	<p>(データサイエンス入門)</p> <p>Integrated English IA, II</p> <p>Integrated English IIA, IIB</p>		<p>Advanced English (x2)</p>		<p>大学は必修科目 下級は選択必修科目</p>			
	<p>教養科目</p>	<p>人文科学系科目、社会科学系科目、自然科学系科目、初修外国語系科目、総合系科目、基盤キャリア教育系科目</p>					<p>(高度教養セミナー)</p>		
<p><b>学部共通専門科目</b></p> <p>農学及び関係領域における将来の農産物や技術の進歩、社会的変化に焦点を当てた学びにより、農学に含まれる幅広い分野の連携に必要な学際的思考を身につけます。【CP2】</p> <p>農学分野の研究の楽しさを知り自身のキャリアにおける学びの意義を捉えます。【CP3】</p>	<p>自然科学基礎科目</p> <p>農学リテラシー</p> <p>未来志向科目群</p> <p>体験・実践系科目群</p> <p>データサイエンス科目群</p> <p>社会連携科目群</p>	<p>生物学基礎 化学基礎 物理学基礎</p> <p>未来農学 新入生セミナー (新入生科目)</p> <p>フィールド実践演習Ⅰ データサイエンス入門 (リテラシー科目)</p>	<p>食農科学</p> <p>植物生態学</p> <p>食農データサイエンス基礎</p>	<p>地学基礎 生物学実験基礎</p> <p>植物生態学</p> <p>農学データサイエンス応用</p>	<p>維新科学の新展開 野生動物被害管理学</p> <p>農学データサイエンス実践</p> <p>食農マネジメント論</p>	<p>農学の倫理 キャリアデザイン インターンシップ 高度教養セミナー (後発科目)</p>		<p>生物資源の生産・加工・流通・消費とその基礎を形成する自然環境について、未来農学の視点から理解することができる。【DP1】</p> <p>農学およびその関連分野を専門とする職業人、技術者としての倫理観を持ち、思考・行動することができる。【DP2】</p>	
	<p>研究への扉</p>				<p>環境と食品の循環分析 食と環境を守る植物科学</p>	<p>食と環境の循環分析 食と環境を守る植物科学</p> <p>現代の分子農学 細胞とオルガネラの分子生物学 現代の進化生物学 フードジオグラフィ</p>			
<p><b>学科専門科目</b></p> <p>社会科学の基礎を習得します。【CP4】</p> <p>食や農林業という農学の対象を分析し、持続可能な社会の実現に向けた課題意識を養います。【CP4】</p> <p>課題発見や解決につながる論理的思考力・判断力や、情報収集・分析力を磨き上げます。【CP4】</p> <p>教員の指導の下、自主的にテーマを設定し、研究計画を練り、実行したものを論文としてまとめ、教員と専門的知識を融合する豊かな思考力を身につけます。【CP5】</p>	<p>基礎科目群</p> <p>応用科目群</p> <p>演習系科目群</p> <p>その他選択科目</p> <p>卒業論文</p>	<p>エコロジカル社会経済学入門 ポリティカルエコロジー</p>	<p>環境共生経済学 循環社会と経済 フードシステム論</p>	<p>農業経営学</p> <p>農村の安全と安心の科学 農業史 財政学 海外の農業 (EU) 海外の農業 (中国)</p> <p>エコロジカル社会経済学 基礎演習Ⅰ</p>	<p>食農原論 農産物産論 農村計画論 国際農業経済・経営学 国際アグロエコロジー</p> <p>食と農と地域の社会学 農政学 計量経済学 里山と奥山の経済学 ソーシャルビジネス論</p> <p>エコロジカル社会経済学 基礎演習Ⅱ</p>	<p>食と農と地域の社会学 農政学 計量経済学 里山と奥山の経済学 ソーシャルビジネス論</p> <p>エコロジカル社会経済学 応用演習Ⅰ 応用演習Ⅱ</p> <p>エコロジカル社会経済学分析演習</p>		<p>食や農林業という農学の対象を分析する社会科学の知識と素養を備えている。【DP3】</p> <p>科学技術と社会との相互作用の中で、未来農学を切り拓く、環境、社会、経済の持続可能な視点から社会課題を見出す力を備えている。【DP4】</p> <p>社会課題の解決に対して、社会・地域との連携を図りながら、適切な解決策の実践に取り組める行動力を備えている【DP5】</p>	
				<p>農業キャリア教育 他学部・他学科の科目 グローバル関連科目</p>					

（附属図書館）

第4条 本学に、附属図書館を置く。

第5条から第13条まで 削除

第3節 収容定員

（収容定員）

第14条 学生の収容定員は、別表1のとおりとする。

第2章 学部通則

第1節 教育課程及び履修方法

（教育課程の編成方針）

第15条 本学においては、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、4年一貫した教育を行うため体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（教育課程の編成方法等）

第15条の2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目の区分は、基盤教育科目及び専門教育科目とする。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

（共同教育課程）

第15条の3 本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、他の大学が開設する授業科目を、当該学科・課程の教育課程の一部とみなして、当該学科・課程及び他の大学ごとにそれぞれ同一内容の教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。

（共同教育学部の共同教育課程の編成）

第15条の4 共同教育学部の教育課程は、群馬大学との共同教育課程とし、本学及び群馬大学並びにそれぞれの共同教育学部及び学校教育教員養成課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、第15条の2第2項に定める区分に従って本学及び群馬大学が共同で開設し、体系的に編成するものとする。

（成績評価基準等の明示等）

第15条の5 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(基盤教育)

第 15 条の 6 基盤教育科目により現代社会に必要なリテラシー、幅広い教養と豊かな人間性、専門教育を学ぶ上で基礎となる素養を身につけるための教育を基盤教育と称する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 15 条の 7 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(履修方法等)

第 16 条 基盤教育に係る授業科目、単位及び履修方法は、基盤教育運営会議の議を経て、学長が別に定める。

第 17 条 専門教育に係る授業科目、単位及び履修方法は、各学部教授会の議を経て、学長が別に定める。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第 17 条の 2 教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学学部の学科・課程において当該所要資格を取得できる教員免許状の種類及び免許教科は、別表 2 のとおりとする。

(修業年限)

第 18 条 修業年限は、4 年とする。

2 本学の科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、別に定めるところにより修得した単位数その他を勘案して、相当期間を修業年限の 2 分の 1 の範囲内で修業年限に通算することができる。

(在学期間)

第 18 条の 2 在学期間は、8 年を超えることができない。ただし、第 26 条、第 26 条の 2 又は第 27 条の規定により入学を許可された者については、次の表に定める期間を超えることができない。

入学した年次	在学期間
第 2 年次	7 年
第 3 年次	6 年
第 4 年次	5 年

2 前項の規定にかかわらず、再入学後の在学期間は、同項に規定する在学期間から退学前の在学年数(1年未満の端数は切り捨てる。)を控除した年数を超えることができない。  
(単位の基準)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の授業時間数を基準とする。

- (1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲内の授業時間数をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲内の授業時間数をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 各授業科目は、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室等以外の場所で実施することができるものとする。
- (5) 前号に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えない範囲とする。ただし、卒業要件の単位が124単位を超えるときは、卒業要件の単位から64単位を控除した単位数を超えない範囲とする。
- (6) 各授業科目は、外国において履修させることができるものとし、第4号の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- (7) 各授業科目は、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができるものとする。

2 前項の規定による各授業科目毎の授業時間数は、各学部教授会又は基盤教育運営会議(以下「学部教授会等」という。)の議を経て、学長が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目の単位数については、各学部教授会の議を経て、学長が別に定める。

(単位の授与)

第20条 授業科目を履修した者に対しては、考査の上、合格した者に単位を与えるものとする。

2 考査は、試験、論文、報告書等により行う。

(履修科目の登録の上限)

第20条の2 卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、所定の単位を優れた成績をもって修得した者については、登録することができる単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績の評価)

第4条 本学部における専門教育科目に係る授業科目、単位数、授業方法、1単位の授業時間数及び履修方法については、別表2のとおりとする。

2 専門教育科目は、必修科目と選択科目を合わせて95単位以上を修得しなければならない。

3 教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

4 前項に係る授業科目、単位数及び履修方法等については、別に定める本学部「教職課程履修方法」による。

5 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格の取得については、別に定めるところによる。

(卒業単位等)

第5条 卒業の認定に関する単位数及びGPA基準値は、第3条及び前条第2項の単位を合わせて124単位以上を修得し、宇都宮大学における授業科目成績の評価及びGPT・GPA制度の取扱いに関する要項第4条第2項に定める算式により得られた通算GPAが2.0以上とする。

(授業時間表及び公示)

第6条 毎期の授業科目、単位数、担当教員及び授業時間表は、始業1週間前に公示する。

(単位の基準)

第7条 本学部における単位の基準は、次のとおりとする。

(1) 講義は、15時間の授業時間数をもって1単位とする。

(2) 演習は、15時間から30時間、実験、実習及び実技は、30時間から45時間の範囲内の授業時間数をもって1単位とし、授業科目ごとに第4条第1項に規定する別表2で定める。(履修授業科目の届出)

第8条 学生は、每期始業後2週間以内に履修しようとする授業科目を所定の手続により申し出て、授業科目担当教員の承認を得なければならない。

2 教育職員免許状取得に関し他学部の授業科目を履修しようとするときは、本学部長及び当該学部長の許可を得なければならない。

(履修授業科目の登録の上限)

第8条の2 一学期に履修授業科目として登録することができる単位数の上限は、1年次生にあつては30単位とし、2年次生、3年次生及び4年次生にあつては24単位とする。

2 前項の規程にかかわらず、2年次生、3年次生及び4年次生のうち、直前の学期に優れた成績を修めた学生又は教授会が必要と認めた学生にあつては、上限を超えてその期の履修授業科目の登録を認めることができる。

既修得単位の読替表(基盤教育科目)

【資料⑦- 1】

科目区分	必修・選択別	他大学等における履修科目(例)	履修単位数	本学部での読替認定科目	認定単位数		
初期導入科目	必修	卒業研究(高専)、スタートアップセミナー	2	新入生セミナー	2		
リテラシー科目	必修	スポーツ実習、スポーツ科学	2	スポーツと健康	2		
	必修	メディア処理技術概論、コンピュータ入門、情報リテラシー		データサイエンス入門	2		
	必修	環境科学、技術者倫理	1	SDGs入門	1		
	必修	英語リーディング演習、英語コミュニケーション、英語総合演習、Communication Strategies、Academic Lecture Comprehension、英語表現演習	8	Integrated English I A Integrated English I B Integrated English II A Integrated English II B Advanced English I	8		
教養科目	基盤教養科目	必修	日本語文化と教育、現代日本の政治と行政、数学の世界、	2	人間と文化への扉、社会と人間への扉、自然と環境への扉	2	
	リベラル アーツ科目	人文科学系科目	選択	文学、哲学入門、こころの科学、メンタルヘルス論、現代心理学、劇場と文化、日本語表現法	11	思想と論理の世界A・B・C、人間発達の世界A・B・C、文学の世界A・B・C、歴史の世界A・B・C、芸術の世界A・B・C、異文化理解の世界A・B・C、言語表現の世界A・B・C	11
		社会科学系科目	選択	歴史学、経済のしくみ、経済事情、産業と経営、現代社会論、地域社会概論、社会思想史、地理学、日本国憲法		親密圏と公共圏の世界A・B・C・D、グローバル化の世界A・B・C、経済生活の世界A・B・C、地域生活の世界A・B・C	
		自然科学系科目	選択	化学・生物学概論、生物学、熱力学、マルチメディア工学、近代物理学、天文学		自然科学の世界A・B・C、科学技術の世界A・B・C、人間生活と生物の世界A・B・C、人間社会と情報の世界A・B・C、人間生活と健康の世界A・B、人間社会と科学の世界A・B・C	
		総合系科目	選択	防災・安全教育、言語と教育		総合系科目	
		初修外国語系科目	選択	フランス語、スペイン語、中国語、朝鮮語		フランス語基礎I・II、スペイン語基礎I・II、中国語基礎I・II、韓国朝鮮語基礎I・II	
		基盤キャリア教育系科目	選択	キャリアデザイン		基盤キャリア教育A・B・C	

農学部共通	必修	選択	基盤教育科目合計
	17単位	11単位	28単位

履修得単位の読替表(専門科目:フロンティア食品科学科)

【資料⑦- 2】

科目区分	必修・選択別	他大学における履修科目(例)	履修単位数	本学部での読替認定科目	認定単位数
学部共通専門科目	必修	農学基礎	2	未来農学	2
	必修	農業概論	2	食農科学	2
	必修	農学基礎実習	2	フィールド実践演習 I	2
	必修	農場実習	2	フィールド実践演習 II	2
	必修	データ解析入門	2	農学データサイエンス基礎	2
	必修	データサイエンス概論	2	農学データサイエンス応用	2
	必修	農業マネジメント論	2	食農マネジメント論	2
	必修	研究者倫理入門	1	農学の倫理	1
	必修	キャリアガイダンス	1	農学キャリアデザイン	1
	選択	生物学概論	2	生物学基礎	2
	選択	化学概論	2	化学基礎	2
	選択	物理学概論	2	物理学基礎	2
	選択	地学概論	2	地学基礎	2
	選択	分析学入門	1	環境と食品の機器分析	1
	選択	環境と植物	1	食と環境を守る植物科学	1
	選択	プログラミング、Python入門	2	農学データサイエンス実践	2
	選択	バイオインフォマティクス基礎	1	生命情報科学基礎とデータ解析への扉	1
	選択	機械学習入門、AI概論	1	AIとゲノムが開くデジタル生物学への扉	1
	選択	分子生物学基礎	1	現代の分子生物学	1
	選択	細胞学	1	細胞とオルガネラの分子生物学	1
選択	進化生物学	1	現代の進化生物学	1	
学科専門科目	必修	生物学	2	細胞生物学	2
	必修	生化学	2	生体成分の化学	2
	必修	基礎化学実験	3	化学実験基礎	3
	必修	食品科学入門	2	食品学	2
	必修	生化学入門	2	代謝生化学	2
	必修	基礎微生物学	2	微生物学	2
	必修	食品の科学	2	フューチャーフードサイエンス	2
	必修	食品衛生学	2	食の安全学	2
	必修	食品品質論	2	色・味・香りの化学	2
	必修	基礎食品加工学	2	食品加工・貯蔵の科学	2
	必修	バイオマス資源学	2	バイオリアファイナリー	2
	必修	有機化学入門	2	ファインケミカルズ-有機化学-	2
	必修	食品加工学実習	3	食品加工実習	3
	必修	栄養と健康	2	健康栄養学	2
	必修	応用微生物学	2	インダストリーと微生物	2
	必修	菌類学	2	菌類が開く食の未来	2
	必修	応用食品科学実験、食品生命科学実験	6	フロンティア食品科学実験	6
	選択	栄養ゲノム学	2	分子栄養学	2
	選択	生体有機化学	2	生体分子の有機化学	2
	選択	食品機能科学	2	食品機能の科学	2
選択	酵素工学	2	食品機能性開発と酵素	2	
選択	食生活論、免疫化学	2	食と免疫	2	
選択	食品機能学	2	食と細胞の科学	2	
選択	食品・栄養、環境化学概論	2	食品科学と社会的インパクト	2	
選択	食品微生物学	2	食品加工と微生物	2	
他学科・他学部科目					

履修得単位の読替表(専門科目:生物生産イノベーション科学科)

【資料⑦- 3】

科目区分	必修・選択別	他大学における履修科目(例)	履修単位数	本学部での読替認定科目	認定単位数	
学部共通専門科目	必修	農学基礎	2	未来農学	2	
	必修	農業概論	2	食農科学	2	
	必修	農学基礎実習	2	フィールド実践演習Ⅰ	2	
	必修	農場実習	2	フィールド実践演習Ⅱ	2	
	必修	データ解析入門	2	農学データサイエンス基礎	2	
	必修	データサイエンス概論	2	農学データサイエンス応用	2	
	必修	農業マネジメント論	2	食農マネジメント論	2	
	必修	研究者倫理入門	1	農学の倫理	1	
	必修	キャリアガイダンス	1	農学キャリアデザイン	1	
	選択	雑草管理学	2	雑草科学の新展開	2	
	選択	野生動物学入門	2	野生動物被害管理学	2	
	選択	バイオインフォマティクス基礎	1	生命情報科学基礎とデータ解析への扉	1	
	選択	分子生物学基礎	1	現代の分子農学	1	
	選択	細胞学	1	細胞とオルガネラの分子生物学	1	
	選択	進化生物学	1	現代の進化生物学	1	
	学科専門科目	必修	基礎生物学	2	生物学概論	2
		必修	植物生産概論	2	植物生産の基礎	2
必修		動物生産概論	2	動物生産の基礎	2	
必修		農地管理学	2	植物保護学	2	
必修		フィールド実習	1	生物生産フィールド実習	1	
必修		基礎分子生物学	2	分子生物学	2	
必修		遺伝子工学入門	2	遺伝子工学基礎	2	
必修		生物学実験, 化学実験	2	生物・化学実験	2	
必修		バイオサイエンス実験	2	分子生物学実験	2	
必修		育種学	2	植物遺伝育種学	2	
必修		園芸学概論	2	園芸学	2	
必修		植物生理生態学	2	植物生理学	2	
必修		動物生理生態学	2	動物生理学	2	
必修		動物生産栄養学	2	家畜飼養学	2	
必修		家畜育種学	2	動物遺伝育種学	2	
必修		家畜繁殖学	2	動物繁殖学	2	
必修		基礎土壌学	2	土壌環境科学	2	
必修		農業微生物学	2	微生物学	2	
必修		雑草生態学	2	雑草学	2	
必修		植物ウイルス学	2	植物病理学	2	
必修		昆虫生理学	2	応用昆虫学	2	
必修		地域農業マネジメント	2	生物生産イノベーションの実践と課題	2	
必修		資源生物学実験	2	生命科学実験Ⅰ	2	
必修		生物科学実験	2	生命科学実験Ⅱ	2	
必修		食用作物学	2	作物学	2	
選択		種苗生産学	2	種苗ビジネスと技術革新	2	
選択		動物形態学	2	脊椎動物の形態と進化	2	
選択		ゲノム解析学	2	遺伝子機能解析学	2	
選択		昆虫遺伝学	2	昆虫の生命科学	2	
選択		植物栄養学	2	植物分子栄養学	2	
選択		動物福祉学	2	エシカル畜産学	2	
他学科・他学部科目						

履修得単位の読替表(専門科目:環境システム科学科 農業環境工学プログラム)

【資料⑦- 4】

科目区分	必修・選択別	他大学における履修科目(例)	履修単位数	本学部での読替認定科目	認定単位数
学部共通専門科目	必修	農学基礎	2	未来農学	2
	必修	農学基礎実習	2	フィールド実践演習Ⅰ	2
	必修	物理学概論	2	物理学基礎	2
	必修	農業概論	2	食農科学	2
	必修	データ解析入門	2	農学データサイエンス基礎	2
	必修	農場実習	2	フィールド実践演習Ⅱ	2
	必修	データサイエンス概論	2	農学データサイエンス応用	2
	必修	身近な生物学	2	植物生態学	2
	必修	農業マネジメント論	2	食農マネジメント論	2
	必修	野生動物学入門	2	野生動物被害管理学	2
	必修	キャリアガイダンス	1	農学キャリアデザイン	1
	必修	研究者倫理入門	1	農学の倫理	1
	選択	雑草学	2	雑草科学の新展開	2
	選択	プログラミング, Python入門	2	農学データサイエンス実践	2
	選択	バイオインフォマティクス基礎	1	生命情報科学基礎とデータ解析への扉	1
	選択	機械学習入門, AI概論	1	AIとゲノムが開くデジタル生物学への扉	1
	選択	分子生物学基礎	1	現代の分子農学	1
学科専門科目	必修	応用数学入門	2	応用数学	2
	必修	環境科学概論	2	環境システム科学概論	2
	必修	生産環境学	2	植物生産環境学	2
	必修	家畜生産環境学	2	動物生産環境学	2
	必修	田園生態資源論	2	田園生態学	2
	必修	測量と地図	2	測量・環境計測学	2
	必修	水文学	2	流域水文学	2
	必修	バイオマス利用学	2	バイオマス利用管理学	2
	必修	気候変動論	2	気候変動へのレジリエンス	2
	必修	測量実習	2	測量・環境計測実習	2
	必修	基礎構造力学	2	構造力学	2
	必修	流体力学, 水理学	2	流体力学, 水理学	2
	必修	生物生産機械学	2	園芸機械学	2
	必修	農地環境工学	2	農地環境学	2
	必修	基礎製図	2	デジタル製図	2
	必修	スマート農業	2	スマート農業の実践と課題	2
	必修	土壌物理学概論	2	土壌物理学・土質力学	2
	必修	農業水理学	2	水利環境工学	2
	必修	循環環境工学実験	2	環境工学実験	2
	必修	環境解析基礎	2	環境解析学	2
	必修	空間情報処理	2	空間情報工学	2
	選択	樹木学	2	樹木・造林学	2
	選択	林業機械学	2	森林機械学	2
選択	森林資源化学	2	林産学	2	
選択	森林・緑環境計画学	2	森林計画学	2	
他学科・他学部科目	選択	農村計画学	2	農村の安全と安心の科学	2
	選択	基礎土壌学	2	土壌環境科学	2

履修得単位の読替表(専門科目:環境システム科学科 森林科学プログラム)

科目区分	必修・選択別	他大学における履修科目(例)	履修単位数	本学部での読替認定科目	認定単位数	
学部共通専門科目	必修	農学基礎	2	未来農学	2	
	必修	農学基礎実習	2	フィールド実践演習Ⅰ	2	
	必修	物理学概論	2	物理学基礎	2	
	必修	農業概論	2	食農科学	2	
	必修	データ解析入門	2	農学データサイエンス基礎	2	
	必修	農場実習	2	フィールド実践演習Ⅱ	2	
	必修	データサイエンス概論	2	農学データサイエンス応用	2	
	必修	身近な生物学	2	植物生態学	2	
	必修	農業マネジメント論	2	食農マネジメント論	2	
	必修	野生動物学入門	2	野生動物被害管理学	2	
	必修	キャリアガイダンス	1	農学キャリアデザイン	1	
	必修	研究者倫理入門	1	農学の倫理	1	
	選択	雑草学	2	雑草科学の新展開	2	
	選択	プログラミング, Python入門	2	農学データサイエンス実践	2	
	選択	バイオインフォマティクス基礎	1	生命情報科学基礎とデータ解析への扉	1	
	選択	機械学習入門, AI概論	1	AIとゲノムが開くデジタル生物学への扉	1	
	選択	分子生物学基礎	1	現代の分子農学	1	
	選択	細胞学	1	細胞とオルガネラの分子生物学	1	
	学科専門科目	必修	応用数学入門	2	応用数学	2
		必修	環境科学概論	2	環境システム科学概論	2
必修		生産環境学	2	植物生産環境学	2	
必修		家畜生産環境学	2	動物生産環境学	2	
必修		田園生態資源論	2	田園生態学	2	
必修		測量と地図	2	測量・環境計測学	2	
必修		水文学	2	流域水文学	2	
必修		バイオマス利用学	2	バイオマス利用管理学	2	
必修		気候変動論	2	気候変動へのレジリエンス	2	
必修		測量実習	2	測量・環境計測実習	2	
必修		樹木学	2	樹木・造林学	2	
必修		林業機械学	2	森林機械学	2	
必修		砂防学	2	治山砂防学	2	
必修		農地環境工学	2	農地環境学	2	
必修		基礎製図	2	デジタル製図	2	
必修		スマート農業	2	スマート農林業の実践と課題	2	
必修		森林資源化学	2	林産学	2	
必修		森林・緑環境計画学	2	森林計画学	2	
必修		森林利用システム学	2	森林土木学	2	
必修		森林生態実習	1	森林科学実習Ⅰ(生態)	1	
必修		環境解析基礎	2	環境解析法	2	
必修		空間情報処理	2	空間情報工学	2	
必修		林学実験	1	森林科学実験	1	
必修		林政学	2	森林政策学	2	
必修		森林工学実習	1	森林科学実習Ⅱ(工学)	1	
必修		森林政策実習	1	森林科学実習Ⅲ(社会)	1	
選択		基礎構造力学	2	構造力学	2	
選択		流体力学, 水理学	2	流体力学・水理学	2	
選択		生物生産機械学	2	農場機械学	2	
他学科・他学部科目		選択	林産物流通システム	2	林産物産業論	2

履修得単位の読替表(専門科目:エコロジカル社会経済学科)

科目区分	必修・選択別	他大学における履修科目(例)	履修単位数	本学部での読替認定科目	認定単位数	
学部共通専門科目	必修	農学基礎	2	未来農学	2	
	必修	農学基礎実習	2	フィールド実践演習Ⅰ	2	
	必修	農業概論	2	食農科学	2	
	必修	データ解析入門	2	農学データサイエンス基礎	2	
	必修	農場実習	2	フィールド実践演習Ⅱ	2	
	必修	データサイエンス概論	2	農学データサイエンス応用	2	
	必修	農業マネジメント論	2	食農マネジメント論	2	
	必修	キャリアガイダンス	1	農学キャリアデザイン	1	
	必修	研究者倫理入門	1	農学の倫理	1	
	選択	農業地理学	2	フードジオグラフィ	2	
	選択	食農インターンシップ	2	農学インターンシップ	2	
	学科専門科目	必修	社会経済学	2	エコロジカル社会経済学入門	2
		必修	社会と環境	2	ポリティカル・エコロジー	2
必修		環境経済学	2	環境共生経済学	2	
必修		環境社会学	2	循環経済と社会	2	
必修		フードシステム学	2	フードシステム論	2	
必修		比較農業経営論	2	農業経営学	2	
必修		林産物流通システム	2	林産物産業論	2	
必修		農業原論	2	食農原論	2	
必修		農業経済論	2	農業経済学	2	
必修		森林文化	2	人と森林の千年史	2	
必修		農村計画学	2	農村の安全と安心の科学	2	
必修		国際農学	2	国際農業経済・経営学	2	
必修		農村計画学	2	農村計画論	2	
必修		社会科学実践演習	1	社会科学フィールド実践演習	1	
必修		経済学基礎演習	3	エコロジカル社会経済学基礎演習Ⅰ	3	
必修		社会学基礎演習	3	エコロジカル社会経済学基礎演習Ⅱ	3	
必修		食と農の社会学	2	食と農と地域の社会学	2	
必修		農村社会学	2	農政学	2	
必修		経済学応用演習	3	エコロジカル社会経済学応用演習Ⅰ	3	
必修		社会学応用演習	3	エコロジカル社会経済学応用演習Ⅱ	3	
選択		アグロエコロジー	2	国際アグロエコロジー	2	
選択		財政学	2	財政学(農学)	2	
選択	農と科学の歴史	2	農業史	2		
選択	計量経済分析入門	2	計量経済学	2		
選択	森林資源経済学	2	里山と奥山の経済学	2		
他学科・他学部科目	選択	基礎マクロ経済学	2	マクロ経済学	2	
	選択	マーケティング基礎論	2	マーケティング論	2	
	選択	林政学	2	森林政策学	2	
	選択	基礎ミクロ経済学	2	ミクロ経済学	2	
	選択	フィールドサイエンスセンター演習林実習	1	日光・森林フィールド実習	1	

本学部での読替認定単位数(専門教育科目)				
学科・プログラム	必修	選択	計	
フロンティア食品科学科		56	33	89
生物生産イノベーション科学科		65	20	85
環境システム科学科 農業環境工学プログラム		64	19	83
環境システム科学科 森林科学プログラム		70	16	86
エコロジカル社会経済学科		59	23	82

編入学生履修モデル(フロンティア食品科学科)

	1年次		2年次		3年次		4年次		単位数 (必修)		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
基盤教育科目	初期導入科目(2単位) リテラシー科目(計13単位) 基盤教養科目(2単位) リベラルアーツ科目(計11単位)				高度教養科目(1単位)				29(18)		
学部共通専門科目	未来農学(2単位) 食農科学(2単位) フィールド実践演習Ⅰ(2単位)・Ⅱ(2単位) 農学データサイエンス基礎(2単位)・応用(2単位) 食農マネジメント論(2単位) 生物学基礎(2単位) 化学基礎(2単位) 物理学基礎(2単位) 環境と食品の機器分析(1単位) 食と環境を守る植物科学(1単位) 農学データサイエンス実践(2単位)				生命情報科学基礎とデータ解析 への原(1単位) AIとゲノムが開くデジタル生物学 への原(1単位) 現代の分子農学(1単位) 細胞とオルガネラの分子生物学 (1単位) 現代の進化生物学(1単位)		農学の倫理(1単位) 農学キャリアデザイン(1単位)			31(16)	
学科専門科目	細胞生物学(2単位) 生体成分の化学(2単位) 化学実験基礎(3単位) 食品学(2単位) 代謝生化学(2単位) 微生物学(2単位) フューチャーフードサイエンス(2単位) 食の安全学(2単位) 色・味・香りの化学(2単位) 食品加工・貯蔵の科学(2単位) バイオリファイナリー(2単位) ファインケミカルズ-有機化学-(2単位) 食品加工実習(3単位) 健康栄養学(2単位)				インダストリーと微生物(2単位) 菌類が開く食の未来(2単位) フロンティア食品科学実験(6単 位) 分子栄養学(2単位) 生体分子の有機化学(2単位) 食品機能の科学(2単位) 食品機能性開発と酵素 (2単位)(*通年)		フロンティア食品科学特別演習 (2単位) 食と免疫(2単位) 食と細胞の科学(2単位) 食品科学と社会的インパクト(2 単位) 食品加工と微生物(2単位)		フロンティア食品科学卒業論文 (6単位)		64(46)
他学部・他学科の科目									0(0)		
各学期修得単位数	82単位(既修得単位数)				23単位		13単位		6単位	124(82)	
合計修得単位数					124単位						

赤字:必修科目

※ただし、認定科目単位数の上限は、基盤教育科目と専門教育科目を合わせて90単位までとする。

編入学生履修モデル(生物生産イノベーション科学科)

	1年次		2年次		3年次		4年次		単位数 (必修)
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基盤教育科目	初期導入科目(2単位) リテラシー科目(計13単位) 基盤教養科目(2単位) リベラルアーツ科目(計11単位)					高度教養科目(1単位)			29(18)
学部共通専門科目	未来農学(2単位) 食農科学(2単位) フィールド実践演習Ⅰ(2単位)・Ⅱ(2単位) 農学データサイエンス基礎(2単位)・応用(2単位) 食農マネジメント論(2単位) 雑草科学の新展開(2単位) 野生動物被害管理学(2単位)				生命情報科学基礎とデータ解析への扉(1単位) 現代の分子農学(1単位) 細胞とオルガネラの分子生物学(1単位) 現代の進化生物学(1単位)	農学の倫理(1単位) 農学キャリアデザイン(1単位)			24(16)
学科専門科目	生物学概論(2単位) 植物生産の基礎(2単位) 動物生産の基礎(2単位) 植物保護学(2単位) 生物生産フィールド実習(1単位) 分子生物学(2単位) 遺伝子工学基礎(2単位) 生物・化学実験(2単位) 分子生物学実験(2単位) 植物遺伝育種学(2単位) 園芸学(2単位) 植物生理学(2単位) 動物生理学(2単位) 家畜飼養学(2単位) 動物遺伝育種学(2単位) 動物繁殖学(2単位) 土壌環境科学(2単位) 微生物学(2単位) 雑草学(2単位) 植物病理学(2単位) 応用昆虫学(2単位)				生物生産イノベーションの実践と課題(2単位) 生命科学実験Ⅰ(2単位) 生命科学実験Ⅱ(2単位) 作物学(2単位) 植物ウイルス学の最前線(2単位) 種苗ビジネスと技術革新(2単位) 脊椎動物の形態と進化(2単位) 遺伝子機能解析学(2単位) 昆虫の生命科学(2単位) 植物分子栄養学(2単位) エンカル畜産学(2単位)	生物生産イノベーション演習(2単位)	生物生産イノベーション科学卒業論文(6単位)	71(57)	
他学部・他学科の科目									0(0)
各学期修得単位数	87単位(既修得単位数)				26単位	5単位	6単位		124(91)
合計修得単位数					124単位				

赤字:必修科目

※ただし、認定科目単位数の上限は、基盤教育科目と専門教育科目を合わせて90単位までとする。

編入学生履修モデル(環境システム科学科農業環境工学プログラム)

	1年次		2年次		3年次		4年次		単位数 (必修)
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基盤教育科目	初期導入科目(2単位) リテラシー科目(計13単位) 基盤教養科目(2単位) リベラルアーツ科目(計11単位)					高度教養科目(1単位)			29(18)
学部共通専門科目	未来農学(2単位) 物理学基礎(2単位) フィールド実践演習Ⅰ(2単位)・Ⅱ(2単位) 農学データサイエンス基礎(2単位)・応用(2単位) 食農科学(2単位) 植物生態学(2単位) 食農マネジメント論(2単位) 野生動物被害管理学(2単位) 雑草科学の新展開(2単位) 農学データサイエンス実践(2単位)				生命情報科学基礎とデータ解析への扉(1単位) AIとゲノムが開くデジタル生物学への扉(1単位) 現代の分子農学(1単位)	農学の倫理(1単位) 農学キャリアデザイン(1単位)			29(22)
学科専門科目	応用数学(2単位) 環境システム科学概論(2単位) 植物生産環境学(2単位) 動物生産環境学(2単位) 田園生態学(2単位) 測量・環境計測学(2単位) 流域水文学(2単位) バイオマス利用管理学(2単位) 気候変動へのレジリエンス(2単位) 測量・環境計測実習(2単位) 構造力学(2単位) 流体力学・水理学(2単位) 圃場機械学(2単位) 樹木・造林学(2単位) 森林機械学(2単位)				治山砂防学(2単位) 農地環境学(2単位) デジタル製図(2単位) スマート農林業の実践と課題(2単位) 土壌物理学・土質力学(2単位) 水利環境工学(2単位) 環境工学実験(2単位)(※通年) 林産学(2単位) 森林計画学(2単位)	環境解析法(2単位) 空間情報工学(2単位) 環境科学プロジェクト演習(2単位) 農業環境工学演習(2単位)	環境システム科学卒業論文(6単位)	62(54)	
他学部・他学科の科目					農村の安全と安心の科学(2単位) 土壌環境科学(2単位)				4(0)
各学期修得単位数	82単位(既修得単位数)				25単位	11単位	6単位		124(95)
合計修得単位数					124単位				

赤字:必修科目

※ただし、認定科目単位数の上限は、基盤教育科目と専門教育科目を合わせて90単位までとする。

編入学生履修モデル(環境システム科学科森林科学プログラム)

	1年次		2年次		3年次		4年次		単位数 (必修)	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
基盤教育科目	初期導入科目(2単位) リテラシー科目(計13単位) 基盤教養科目(2単位) リベラルアーツ科目(計11単位)						高度教養科目(1単位)		29(18)	
学部共通専門科目	未来農学(2単位) 物理学基礎(2単位) フィールド実践演習Ⅰ(2単位)・Ⅱ(2単位) 農学データサイエンス基礎(2単位)・応用(2単位) 食農科学(2単位) 植物生態学(2単位) 食農マネジメント論(2単位) 野生動物被害管理学(2単位) 雑草科学の新展開(2単位) 農学データサイエンス実践(2単位)				生命情報科学基礎とデータ解析への扉(1単位) AIとゲノムが開くデジタル生物学への扉(1単位) 現代の分子農学(1単位) 細胞とオルガネラの分子生物学(1単位)		農学の倫理(1単位) 農学キャリアデザイン(1単位)		30(22)	
学科専門科目	応用数学(2単位) 環境システム科学概(2単位) 植物生産環境学(2単位) 動物生産環境学(2単位) 田園生態学(2単位) 測量・環境計測学(2単位) 流域水文学(2単位) バイオマス利用管理学(2単位) 気候変動へのレジリエンス(2単位) 測量・環境計測実習(2単位) 樹木・造林学(2単位) 森林機械学(2単位) 構造力学(2単位) 流体力学・水理学(2単位) 園場機械学(2単位)				治山砂防学(2単位) 農地環境学(2単位) デジタル製図(2単位) スマート農林業の実践と課題(2単位) 林産学(2単位) 森林計画学(2単位) 森林土木学(2単位) 森林科学実習Ⅰ(生態)(1単位)		環境解析法(2単位) 空間情報工学(2単位) 環境科学プロジェクト演習(2単位) 森林科学実験(2単位) 森林政策学(2単位) 森林科学実習Ⅱ(工学)(1単位) 森林科学実習Ⅲ(社会)(1単位)		環境システム科学科卒業論文(6単位)	63(57)
他学部・他学科の科目							林産物産業論(2単位)		2(0)	
各学期修得単位数	82単位(既修得単位数)				19単位		17単位		6単位	124(97)
合計修得単位数	124単位									

赤字:必修科目

※ただし、認定科目単位数の上限は、基盤教育科目と専門教育科目を合わせて90単位までとする。

編入学生履修モデル(エコロジカル社会経済学科)

	1年次		2年次		3年次		4年次		単位数 (必修)	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
基盤教育科目	初期導入科目(2単位) リテラシー科目(計13単位) 基盤教養科目(2単位) リベラルアーツ科目(計11単位)						高度教養科目(1単位)		29(18)	
学部共通専門科目	未来農学(2単位) 食農科学(2単位) フィールド実践演習Ⅰ(2単位)・Ⅱ(2単位) 農学データサイエンス基礎(2単位)・応用(2単位) 食農マネジメント論(2単位)				フードジオグラフィ(2単位) 農学インターンシップ(2単位)(*通年)		農学の倫理(1単位) 農学キャリアデザイン(1単位)		20(16)	
学科専門科目	エコロジカル社会経済学入門(2単位) ポリティカル・エコロジー(2単位) 環境共生経済学(2単位) 循環経済と社会(2単位) フードシステム論(2単位) 農業経営学(2単位) 林産物産業論(2単位) 食農原論(2単位) 農業経済学(2単位) 人と森林の千年史(2単位) 農村の安全と安心の科学(2単位) 国際農業経済・経営学(2単位) 農村計画論(2単位) 社会科学フィールド実践演習(1単位) エコロジカル社会経済学基礎演習Ⅰ(3単位) エコロジカル社会経済学基礎演習Ⅱ(3単位) 国際アグロエコロジー(2単位)				食と農と地域の社会学(2単位) 農政学(2単位) エコロジカル社会経済学応用演習Ⅰ(3単位) エコロジカル社会経済学応用演習Ⅱ(3単位) 財政学(農学)(2単位) 農業史(2単位) 計量経済学(2単位) 里山と奥山の経済学(2単位)		エコロジカル社会経済学分析演習(3単位)		エコロジカル社会経済学卒業論文(6単位)	66(52)
他学部・他学科の科目					マクロ経済学(2単位) マーケティング論(2単位)		森林政策学(2単位) ミクロ経済学(2単位)		日光・森林フィールド実習(1単位)	9(0)
各学期修得単位数	77単位(既修得単位数)				30単位		10単位		7単位	124(86)
合計修得単位数	124単位									

赤字:必修科目

※ただし、認定科目単位数の上限は、基盤教育科目と専門教育科目を合わせて90単位までとする。

【資料⑩-1】入試による入学時に必要な能力や適性等の評価【フロンティア食品科学科】

入学時に必要な能力や適性等		①	②	③	④	⑤	⑥
「学力の3要素」との対応		知識・技能		思考力・判断力・表現力		主体性等	
一般選抜	前期日程	大学入学共通テスト	☆☆☆		☆☆		
		個別学力検査	☆☆☆		☆☆	☆	
	後期日程	出願書類（調査書）				○	
		大学入学共通テスト	☆☆☆		☆☆		
総合型選抜	A（一般）	面接			☆☆		☆☆☆
		出願書類（調査書）			○		
		論述試験	☆☆		☆☆		
		面接			☆☆		☆☆
		討論・レポート	☆		☆☆		☆
		出願書類（自己推薦書）			○		
総合型選抜	A（特別）	論述試験	☆☆		☆☆		
		面接			☆☆		☆☆
		討論・レポート	☆		☆☆		☆
		プレゼンテーション	☆☆		☆☆☆		☆☆
		出願書類（調査書）			○		
		出願書類（自己推薦書）			○		
学校推薦型選抜	学校推薦型選抜	面接	☆☆		☆☆		☆☆☆
		小論文	☆☆	☆	☆☆☆		
		出願書類（推薦書）			○		
		出願書類（調査書）			○		
私費外国人留学生選抜	私費外国人留学生選抜	英語外部試験	☆☆☆				
		日本留学試験		☆☆☆	☆☆		
		面接	☆☆		☆☆		☆☆☆
		出願書類（成績証明書等）			○		

(i) ○は、確認・参考のみとするもの、合・否、適・不適等により評価するもの

(ii) ☆～☆☆☆は、点数・段階評価するもの

【資料⑩-2】入試による入学時に必要な能力や適性等の評価【生物生産イノベーション科学科】

入学時に必要な能力や適性等		①	②	③	④	⑤	⑥	
「学力の3要素」との対応		知識・技能		思考力・判断力・表現力		主体性等		
一般選抜	前期日程	大学入学共通テスト	☆☆☆		☆☆			
		個別学力検査	☆☆☆		☆☆	☆		
	後期日程	出願書類（調査書）				○		
		大学入学共通テスト	☆☆☆		☆☆			
総合型選抜	A（一般）	面接			☆☆		☆☆☆	
		出願書類（調査書）			○			
		プレゼンテーション・質疑応答	☆☆		☆☆☆		☆	
		面接	☆		☆☆☆		☆☆	
		出願書類（調査書）			○			
		出願書類（自己推薦書）			○			
総合型選抜	A（特別）	プレゼンテーション・質疑応答	☆☆		☆☆☆		☆	
		面接	☆		☆☆☆		☆☆	
		出願書類（調査書）			○			
		出願書類（自己推薦書）			○			
		学校推薦型選抜	面接	☆☆		☆☆		☆☆
		小論文	☆☆	☆	☆☆☆			
私費外国人留学生選抜	私費外国人留学生選抜	出願書類（推薦書）			○			
		出願書類（調査書）			○			
		英語外部試験	☆☆☆					
		日本留学試験		☆☆☆	☆☆			
私費外国人留学生選抜	私費外国人留学生選抜	面接	☆☆		☆☆		☆☆☆	
		出願書類（成績証明書等）			○			

(i) ○は、確認・参考のみとするもの、合・否、適・不適等により評価するもの

(ii) ☆～☆☆☆は、点数・段階評価するもの



## ○国立大学法人宇都宮大学組織規程

(平成16 規程第2号)

改正	平成16 規程第114号	平成17 規程第5号	平成18 規程第3号
	平成18 規程第39号	平成18 規程第48号	平成18 規程第74号
	平成18 規程第79号	平成19 規程第1号	平成19 規程第11号
	平成20 規程第5号	平成20 規程第9号	平成22 規程第1号
	平成22 規程第7号	平成22 規程第90号	平成23 規程第5号
	平成23 規程第15号	平成24 規程第15号	平成25 規程第18号
	平成26 規程第9号	平成27 規程第27号	平成28 規程第74号
	平成28 規程第105号	平成29 規程第17号	平成30年 規程第29号
	平成31年 規程第15号	令和元年 第127号	令和2年 規程第16号
	令和3年 規程第20号	令和4年 規程第28号	令和5年 規程第12号
	令和5年 規程第42号	令和6年 規程第21号	令和7年 規程第30号

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 役員及び職員(第3条－第7条)
- 第3章 審議機関等(第8条－第12条の3)
- 第4章 大学の組織(第12条の4－第19条の6)
- 第5章 副学長及び大学の組織の長(第20条－第29条の6)
- 第6章 教授会、専攻教授会及び研究科委員会(第30条－第31条の2)
- 第7章 事務組織(第32条)
- 第8章 補則(第33条)
- 附則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)その他の法令に定めるもののほか、国立大学法人宇都宮大学(以下「本学」という。)の組織について定めるものとする。

(主たる事務所)

第2条 本学は、主たる事務所を栃木県宇都宮市峰町350番地に置く。

## 第2章 役員及び職員

(役員)

第3条 本学に、次の役員を置く。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 監事 2名

2 前項第3号の規定により置く監事のうち少なくとも1名は、常勤としなければならない。

(学長の職務)

第4条 学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学教法」という。)の定めるところにより、本学の長として、その校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(理事の職務)

第5条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

2 理事に関し必要な事項は、別に定める。

(監事の職務)

第6条 監事は、本学の業務を監査し、その他法人法の定める職務を行う。

2 監事に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

- 第7条 本学に、教授、准教授、助教、副園長、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員、施設系技術職員、教室系技術職員、技能系職員、医療系技術職員、教務職員、リサーチ・アドミニストレーターその他必要な職員を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、特に必要と認められるときは、講師(常時勤務する者に限る。)及び助手を置くことができる。
  - 3 職員の職務は、学教法及び本学が別に定める規程による。

### 第3章 審議機関等

(役員会)

- 第8条 本学に、中期目標及び中期計画に関する事項並びに本学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項その他役員会が定める重要事項について審議する機関として、法人法の定めるところにより、役員会を置く。
- 2 役員会に関する規程は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

- 第9条 本学に、学長の選考及び業務執行状況の確認等を行う機関として、法人法の定めるところにより、学長選考・監察会議を置く。
- 2 学長選考・監察会議に関する規程は、別に定める。

(経営協議会)

- 第10条 本学に、経営に関する重要事項を審議する機関として、法人法の定めるところにより、経営協議会を置く。
- 2 経営協議会に関する規程は、別に定める。

(教育研究評議会)

- 第11条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、法人法の定めるところにより、教育研究評議会を置く。
- 2 教育研究評議会に関する規程は、別に定める。

(戦略企画本部)

- 第11条の2 本学に、本学が戦略的に取り組むべき重要事項に係る企画及び立案並びに総合調整を行う機関として、戦略企画本部を置く。
- 2 戦略企画本部に関する規程は、別に定める。

(部局長連絡協議会)

- 第12条 本学に、本学の経営及び教育研究に関し連絡、調整及び協議するため、部局長連絡協議会を置く。
- 2 部局長連絡協議会に関しては、別に定める。

(広報戦略オフィス等)

- 第12条の2 本学に、理事を補佐するため、次に掲げるオフィスを置く。

広報戦略オフィス

- 2 オフィスに関し必要な事項は、別に定める。

### 第12条の3 削除

## 第4章 大学の組織

(学術院)

- 第12条の4 本学に、本学の教育及び社会活動の基盤である研究の活性化を担うことを目的とし、学術院を置く。
- 2 本学の教授、准教授、講師(常時勤務する者に限る。)、助教及び助手は、学術院に所属するものとする。
  - 3 学術院に関する規程は、別に定める。

(学部)

- 第13条 本学に、次の学部を置く。

データサイエンス経営学部

地域デザイン科学部  
国際学部  
共同教育学部  
工学部  
農学部

2 学部に関する規程は、別に定める。

(大学院)

第14条 本学に、大学院を置き、次の研究科を置く。

地域創生科学研究科  
教育学研究科

2 大学院に関する規程は、別に定める。

(附属学校)

第15条 本学に、法人法及びそれに基づく文部科学省令の定めるところにより、次の附属学校を置く。

共同教育学部附属幼稚園  
共同教育学部附属小学校  
共同教育学部附属中学校  
共同教育学部附属特別支援学校

2 附属学校に関する規程は、別に定める。

(学部附属施設)

第16条 本学に次の学部附属施設を置く。

地域デザイン科学部附属地域デザインセンター  
国際学部附属多文化公共圏センター  
工学部附属ものづくり創成工学センター  
農学部附属農場  
農学部附属演習林

2 学部附属施設に関する規程は、別に定める。

(共同利用)

第16条の2 前条第1項に掲げる農学部附属農場及び農学部附属演習林は、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学、専門学校等の利用に供することができるものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(機構)

第16条の3 本学に次の機構を置く。

研究推進機構  
大学教育推進機構  
地域創生推進機構

2 機構に関する規程は、別に定める。

第16条の4 本学に次の機構が統括する教育研究施設を置く。

研究推進機構	雑草管理教育研究センター バイオサイエンス教育研究センター オプティクス教育研究センター ロボティクス・工農技術研究所 機器分析センター
大学教育推進機構	基盤教育センター 教学マネジメント企画室 教職センター
地域創生推進機構	データサイエンスセンター

社会共創促進センター  
宇大アカデミー  
イノベーション支援センター

2 機構が統括する教育研究施設に関する規程は、別に定める。

(学内共同施設)

第17条 本学に次の学内共同施設を置く。

アドミッションセンター  
高大連携オフィス  
留学生・国際交流センター  
就職・キャリア支援センター  
DE&I推進センター  
情報通信基盤センター  
保健管理センター

2 学内共同施設に関する規程は、別に定める。

(附属図書館)

第18条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

第19条から第19条の6まで 削除

第5章 副学長及び大学の組織の長

(副学長)

第20条 本学に、副学長を置く。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 副学長は、理事をもって充てる。(非常勤理事を除く。)
- 4 前項の規定にかかわらず、理事以外の副学長を置くことができる。
- 5 前項の副学長は、本学の職員のうちからこれに充てる。
- 6 第3項の副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学長特別補佐)

第20条の2 本学に、学長特別補佐を置くことができる。

- 2 学長特別補佐は、本学における管理運営を円滑に進めるため、学長を補佐し、学長からの特命事項を行う。
- 3 学長特別補佐は、本学の職員のうちからこれに充てる。
- 4 学長特別補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長)

第21条 各学部に学部長を置き、学術院の教授のうちからこれに充てる。

2 学部長は、当該学部に関する校務をつかさどり、当該学部の責任教員を統督する。

(学科長)

第22条 学部の学科に学科長を置くことができ、学術院の教授のうちからこれに充てる。

2 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

(コース長)

第22条の2 工学部の各コースにコース長を置き、学術院の教授のうちからこれに充てる。

2 コース長は、コースに関する校務をつかさどる。

(研究科長)

第23条 地域創生科学研究科に研究科長を置き、学術院の教授のうちから学長が指名する者をもって充てる。

2 教育学研究科に研究科長を置き、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充

てる。

3 研究科長は、当該研究科に関する校務をつかさどり、当該研究科の責任教員を統督する。

(専攻長)

第24条 地域創生科学研究科の各専攻に専攻長を置き、学術院の教授のうちからこれに充てる。

2 専攻長は、専攻に関する校務をつかさどる。

(学位プログラム長)

第24条の2 地域創生科学研究科の各学位プログラムに学位プログラム長を置き、学術院の教授のうちからこれに充てる。

2 学位プログラム長は、学位プログラムに関する校務をつかさどる。

(附属学校の長)

第25条 共同教育学部附属の学校に園長又は校長を置き、学術院の教授のうちからこれに充てる。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、特任教員の園長又は校長を置くことができる。

3 園長又は校長は、各附属学校に関する校務をつかさどる。

(学部附属施設の長)

第26条 学部附属施設に長を置き、学術院の教授又は准教授のうちからこれに充てる。

2 学部附属施設の長は、当該施設に関する業務をつかさどる。

(学内共同施設の長)

第27条 学内共同施設に長を置き、学長が指名する者をもってこれに充てる。

2 学内共同施設の長は、当該施設に関する業務をつかさどる。

(機構の長)

第27条の2 機構に機構長を置き、理事又は副学長のうちから学長が指名する者をもってこれに充てる。

2 機構長は、当該機構に関する業務をつかさどる。

(附属図書館長)

第28条 附属図書館に館長を置き、理事のうちから学長が指名する者をもってこれに充てる。

2 館長は、図書館に関する業務をつかさどる。

第29条から第29条の6まで 削除

第6章 教授会、専攻教授会及び研究科委員会

(教授会)

第30条 各学部に、学長が掲げる、学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与その他教育研究に関する重要な事項等について決定を行うにあたり意見を述べる機関として、学教法の定めるところにより、教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

(専攻教授会及び研究科委員会)

第31条 地域創生科学研究科に、専攻教授会を置く。

2 教育学研究科に、研究科委員会を置く。

3 専攻教授会及び研究科委員会については、前条第1項を準用する。

4 専攻教授会及び研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第31条の2 削除

第7章 事務組織

(事務組織)

第32条 本学にその事務を遂行させるため、事務組織を置く。

2 本学の事務組織に関する規程は、別に定める。

#### 第8章 補則

(補則)

第33条 この規程に定めるもののほか、本学の組織に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成16 規程第114号)

この規程は、平成16年11月24日から施行する。

#### 附 則(平成17 規程第5号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成18 規程第3号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成18 規程第39号)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

#### 附 則(平成18 規程第48号)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

#### 附 則(平成18 規程第74号)

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

#### 附 則(平成18 規程第79号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成19 規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成19 規程第11号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成20 規程第5号)

この規程は、平成20年2月18日から施行する。

#### 附 則(平成20 規程第9号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条、第15条第1項、第17条第1項、第25条及び第27条第2項(留学生センターを除く。)の改正規定は平成20年3月25日から施行する。

#### 附 則(平成22 規程第1号)

この規程は、平成22年2月15日から施行する。

#### 附 則(平成22 規程第7号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成22 規程第90号)

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成23 規程第5号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23 規程第15号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24 規程第15号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25 規程第18号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26 規程第9号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27 規程第27号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28 規程第74号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28 規程第105号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29 規程第17号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年 規程第29号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年 規程第15号)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 宇都宮大学大学院研究科教授会規程（平成20年規程第14号）及び宇都宮大学大学院研究科教授会の審議事項について（学長裁定平成26年12月15日）は廃止する。

附 則(令和元年 第127号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年 規程第16号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年 規程第20号)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 国際学研究所及び工学研究科は、改正後の第31条の規定にかかわらず、令和3年3月31日に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(令和4年 規程第28号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年 規程第12号)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定は、監事のうち施行日以後最初に任期が満了する者の当該任期が満了するまでの間は、適用しない。

附 則(令和5年 規程第42号)

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則(令和6年 規程第21号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年 規程第30号)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 宇都宮大学副学部長規程（令和2年規程第15号）は、廃止する。

## ○宇都宮大学教授会規程

(昭和24年8月23日)

<b>改正</b>	昭和24年12月1日	昭和26年10月17日	昭31 規程第6号
	昭43 規程第8号	平3 規程第14号	平6 規程第5号
	平9 規程第18号	平10 規程第3号	平10 規程第74号
	平11 規程第28号	平12 規程第52号	平13 規程第15号
	平16 規程第52号	平17 規程第4号	平17 規程第9号
	平18 規程第5号	平18 規程第43号	平18 規程第51号
	平18 規程第62号	平19 規程第10号	平19 規程第19号
	平19 規程第54号	平20 規程第13号	平23 規程第29号
	平24 規程第19号	平25 規程第33号	平26 規程第20号
	平26 規程第56号	平27 規程第5号	平28 規程第22号
	平29 規程第20号	平成30年 規程第32号	平成31年 規程第51号
	令和2年 規程第32号	令和3年 規程第108号	令和6年 規程第47号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学組織規程第30条第2項に基づき、宇都宮大学の各学部に置く教授会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 各学部教授会は、国立大学法人宇都宮大学学術院規程(以下「学術院規程」という。)第4条第1項第1号及び第3号並びに第2項に基づく、当該学部、研究科及び学部附属教育施設の責任教員(独立行政法人日本学術振興会が実施する「研究環境を向上するための若手研究者雇用支援事業」に基づいて助手として雇用される特別研究員(以下「学振助手」という。)は除く。以下同じ。)をもって組織する。ただし、共同教育学部教授会にあつては、学術院規程第4条第1項第2号に基づく、責任教員を含め組織するものとする。

- 2 学内共同施設及び機構の責任教員のうち、学術院規程第4条第2項に規定する責任教員とならないものについては、学術院長及び学部長の承認により、いずれかの学部教授会に所属するものとする。
- 3 外部資金によって採用された特任教員又は学振助手については、その責任者及び学部長の承認により希望する教授会に加わることができる。

(役割)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長、学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(運営)

第4条 学部長は、それぞれ教授会を主宰して、その議長となる。

2 学部長に事故あるときは、あらかじめ学部長が指名する者が議長となり、その職務を代行する。

3 学内共同施設の責任教員は、それぞれの教授会が定める事項の審議には加わることができない。

4 特任教員又は学振助手については、前項の規定を準用する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、当該学部長が別に定める。

2 学部長は、前項の事項を定めるに当たり、あらかじめ、学長の意見を聞くものとする。

附 則

中略

附 則(昭43 規程第8号)

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(平3 規程第14号)

この規程は、平成3年4月12日から施行する。

附 則(平6 規程第5号)

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平9 規程第18号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平10 規程第3号)

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則(平10 規程第74号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平11 規程第28号)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 12 規程第 52 号)

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 13 規程第 15 号)

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 16 規程第 52 号)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 17 規程第 4 号)

この規程は、平成 17 年 2 月 15 日から施行し、平成 17 年 2 月 1 日から適用する。

附 則(平 17 規程第 9 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 18 規程第 5 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 18 規程第 43 号)

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平 18 規程第 51 号)

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平 18 規程第 62 号)

この規程は、平成 18 年 9 月 26 日から施行する。

附 則(平 19 規程第 10 号)

この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平 19 規程第 19 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 19 規程第 54 号)

この規程は、平成 19 年 10 月 15 日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平 20 規程第 13 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 4 項の改正規定は、平成 20 年 3 月 25 日から施行する。

附 則(平 23 規程第 29 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 24 規程第 19 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 25 規程第 33 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 26 規程第 20 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 26 規程第 56 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 27 規程第 5 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 28 規程第 22 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 29 規程第 20 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 規程第 32 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 規程第 51 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 規程第 32 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 規程第 108 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 規程第 47 号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

○宇都宮大学農学部教授会内規

(昭和 32 年 6 月 4 日)

改正 昭和 58 年 3 月 8 日 平成 3 年 4 月 12 日  
平成 6 年 4 月 1 日 平成 10 年 9 月 24 日  
平成 11 年 3 月 17 日 平成 12 年 3 月 16 日  
平成 13 年 3 月 22 日 平成 17 年 2 月 28 日  
平成 18 年 5 月 25 日 平成 20 年 3 月 25 日  
平成 26 年 3 月 18 日 平成 27 年 3 月 23 日  
平成 29 年 3 月 21 日 令和 2 年 7 月 1 日  
令和 3 年 4 月 1 日 令和 5 年 4 月 25 日

第 1 条 この内規は、宇都宮大学教授会規程に基づき、農学部(以下「学部」という。)に置く教授会に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 教授会は、学部並びに雑草管理教育研究センター及びバイオサイエンス教育研究センターの責任教員をもって組織する。

(審議事項)

第 3 条 教授会は、次の各号に掲げる教育研究に関する事項を審議する。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事。
- (2) 学位の授与に関する事。
- (3) 学部の教育方針に関する事。
- (4) 教育課程の編成に関する事。
- (5) 学科、講座及び附属施設の設置及び廃止に関する事。
- (6) 学部長候補者の推薦に関する事。
- (7) 評議員及び学部附属施設長の選考に関する事。
- (8) 学部諸規程等の制定及び改廃に関する事。
- (9) 学生の厚生及び指導に関する事。
- (10) 学生の懲戒に関する事。
- (11) 学生の試験及び単位認定に関する事。
- (12) 学生の転部、転科及び除籍に関する事。
- (13) 名誉教授の選考に関する事。
- (14) 非常勤講師等に関する事。
- (15) 中期目標・中期計画に関する事。
- (16) 教員の教育研究業績等の審査に関する事。
- (17) 予算の要求及び配分に関する事。
- (18) その他教育研究に関する事。

- 2 前項の規定にかかわらず、雑草管理教育研究センター及びバイオサイエンス教育研究センターの責任教員は、前項第6号、第16号及び第7号中の附属施設長の選考に関することの審議に加わることができない。

(運営)

第4条 学部長は、教授会を主宰して、その議長となる。

- 2 学部長に事故あるときは、あらかじめ学部長の指名する者が議長となり、その職務を代行する。

- 3 学部長は、構成員の5分の1以上から教授会に付する事項を示して申出があったときは、教授会を召集しなければならない。

第5条 教授会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第3条第1項第10号の審議に当たっては、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

- 2 教授会の審議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 学部長は、あらかじめ会議に提出する議題をとりまとめ、1週間前までに構成員に周知する。ただし、緊急止むを得ない場合はこの限りでない。

(構成員以外の者の出席)

第7条 学部長は、必要あるときは、教授会の議に基づき、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第8条 教授会は、学部の円滑な運営を図るため、農学部学科長・幹事会議及び農学部人事委員会その他の専門委員会を置くことができる。

- 2 農学部学科長・幹事会議及び専門委員会に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

(庶務)

第9条 教授会に関する庶務は、峰キャンパス事務部において処理する。

附 則

この内規は、昭和32年6月4日から施行する。

附 則(昭和58年3月8日)

この内規は、昭和58年3月8日から施行する。

附 則(平成3年4月12日)

この内規は、平成3年4月12日から施行する。

附 則(平成6年4月1日)

この内規は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年9月24日)

この内規は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月17日)

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月16日)

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月22日)

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月28日)

この内規は、平成17年2月24日から施行する。

附 則(平成18年5月25日)

この内規は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日)

この内規は、平成20年3月25日から施行する。

附 則(平成26年3月18日)

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日)

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月1日)

この内規は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月25日)

この内規は、令和5年4月25日から施行し、令和5年1月19日から適用する。

## ○宇都宮大学農学部学科長・幹事会議内規

(平成6年2月24日)

改正	平成10年9月24日	平成11年3月17日
	平成12年3月16日	平成13年3月22日
	平成17年2月28日	平成18年5月25日
	平成20年3月25日	平成25年2月27日
	平成26年3月18日	平成27年3月23日
	平成28年1月20日	令和2年7月1日
	令和2年3月5日	令和3年4月1日
	令和6年11月26日	令和7年3月26日

## (設置)

第1条 宇都宮大学農学部教授会内規第8条の規定に基づき、学部の運営を円滑にするため、農学部学科長・幹事会議(以下「会議」という。)を置く。

## (任務)

第2条 会議は、次の事項を審議し、その審議の結果を必要に応じて教授会に報告し、又は承認を得るものとする。

- (1) 教授会から委任された事項
- (2) 本学部の中期目標・中期計画の立案及び管理に関する事。
- (3) 本学部の事業経費の要求に関する事項
- (4) 本学部における事業経費配分の基本方針に関する事項
- (5) 本学部に係る事業経費(事項指定経費を除き、連合農学研究科に係る予算を含む。)の配分に関する事項
- (6) 本学部の教員評価に関する事。
- (7) 学部長があらかじめ審議することを適当と認めた事項

## (組織及び運営)

第3条 会議は、次の者をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学科長
- (3) 附属農場長、附属演習林長、雑草管理教育研究センター長及びバイオサイエンス教育研究センター長
- (4) 評議員
- (5) その他学部長が認めた者

第4条 会議に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、会議を招集する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代行する。

第5条 学部長はあらかじめ会議に提出する議題をとりまとめ、2日前までに構成員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

第6条 会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第7条 議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (構成員以外の者の出席)

第8条 学部長が必要と認めたときは、会議の承認を得て、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

## (庶務)

第9条 会議に関する庶務は、峰キャンパス事務部において処理する。

## (内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、教授会の議決による。

## 附 則

1 この内規は、平成6年4月1日から施行する。

2 農学部幹事会内規(昭和32年6月4日制定)は、廃止する。

附 則(平成10年9月24日)

この内規は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月17日)

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月16日)

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月22日)

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月28日)

1 この内規は、平成17年2月24日から施行する。

2 宇都宮大学農学部予算委員会内規(昭和44年3月31日制定)は、廃止する。

附 則(平成18年5月25日)

この内規は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日)

この内規は、平成20年3月25日から施行する。

附 則(平成25年2月27日)

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月18日)

1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。

2 第3条第1項第3号の雑草と里山の科学教育研究センター長が専任の教員でない場合は、雑草と里山の科学教育研究センターの専任教員をもってあてる。

附 則(平成27年3月23日)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月20日)

1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

2 第3条第1項第4号の雑草と里山の科学教育研究センター長が専任の教員でない場合は、雑草と里山の科学教育研究センターの専任教員をもってあてる。

附 則(令和2年7月1日)

この内規は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和2年3月5日)

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年11月26日)

この内規は、令和6年11月26日から施行する。

附 則(令和7年3月26日)  
この内規は、令和7年4月1日から施行する。

○国立大学法人宇都宮大学戦略企画本部規程

【資料⑭-5】

(平成31年 規程第19号)

改正 令和3年 規程第54号 令和3年 規程第130号  
令和4年 規程第22号 令和5年 規程第39号  
令和6年 規程第124号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学組織規程第11条の2第2項の規程に基づき、宇都宮大学戦略企画本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本部は、国立大学法人宇都宮大学（以下「本学」という。）の改革を戦略的かつ機動的に推進し、もって本学の発展に資することを目的とする。

(任務)

第3条 本部は、学長のリーダーシップのもと、本学が戦略的に取り組むべき重要事項に係る企画及び立案並びに総合調整を行う。

(組織)

第4条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) その他学長が必要と認めた者

(本部長及び副本部長)

第5条 本部長は、学長をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の業務を掌理する。
- 3 副本部長は、あらかじめ本部長の指名する者をもって充てる。
- 4 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(戦略企画本部会議)

第6条 本部に、戦略企画本部会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事項の検討、調整及び審議を行う。
  - (1) 第2条の目的を具体化するための事項
  - (2) 教員人事に関する事項
  - (3) 予算実施計画の策定に関する事項
  - (4) その他本部長が必要と認める事項
- 3 会議は、第4条に規定する者をもって組織する。ただし、前項第2号に規定する事項の検討、調整及び審議を行う場合の委員は、第4条に規定する者のうち学長が指名する者とする。

- 4 会議に議長を置き、本部長をもって充てる。
- 5 会議に副議長を置き、副本部長をもって充てる。
- 6 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 第2項において審議を行う場合、第3項に規定する者のうち、過半数の出席をもって成立する。
- 8 前項における議事は、出席した者の3分の2以上をもって決する。
- 9 会議は、必要に応じて第3項に規定する者以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(戦略企画チーム等)

第7条 本部に、戦略企画チーム又は特定の事項を検討する会議（以下「チーム等」という。）を置くことができる。

- 2 チーム等は、学長の命を受けて、本学の改革に係る重要な事項について、基本的戦略の立案その他戦略的な取組の立案のために必要な調査・分析を行うものとする。
- 3 チーム等の組織及び運営については、学長が別に定める。

(事務)

第8条 本部の事務は、関係部局等の協力を得て、企画総務部企画総務課において遂行する。

- 2 戦略企画本部会議で検討、調整及び審議を行う事項のうち、第6条第2項中第2号の教員人事に関する事項は企画総務部人事課が、第3号の予算実施計画の策定に関する事項は財務部財務課が、その他事項は企画総務部企画総務課が遂行する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年 規程第54号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年 規程第130号)

この規程は、令和3年7月9日から施行する。

附 則(令和4年 規程第22号)

この規程は、令和4年3月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和5年 規程第39号)

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則(令和6年 規程第124号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## ○国立大学法人宇都宮大学評価規程

(令和4年 規程第19号)

改正 令和4年 規程第58号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学(以下「本学」という。)が、宇都宮大学学則第1条の2及び宇都宮大学大学院学則第3条の規定に基づき実施する点検・評価及びその他の点検・評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「大学評価」とは、次の各号に掲げる評価の総称とする。

- (1) 法人評価 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第31条の2第1項各号で規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価
- (2) 認証評価 学校教育法第109条第2項及び第3項に規定する認証評価機関による評価
- (3) 外部評価 本学が自ら行った点検・評価の結果について、学外者(第5条第1項で規定する法人評価委員会、及び第6条で規定する認証評価機関を除く。)が行う検証・評価
- (4) 教育研究等評価 学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第1項の規定により、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について本学が自ら行う点検及び評価

(点検・評価委員会の設置)

第3条 本学に、大学評価を実施するため宇都宮大学点検・評価委員会(以下「点検・評価委員会」という。)を置く。

2 点検・評価委員会に関し必要な事項は別に定める。

(学部等の点検・評価委員会)

第4条 各学部、研究科(以下「学部等」という。)ごとに、学部等における自己点検・評価を実施するため、学部等点検・評価委員会(これに相当する組織を含む。以下同じ。)を置く。

2 学部等の点検・評価委員会に関し必要な事項は、学部等において別に定める。

(法人評価)

第5条 法人評価は、国立大学法人法及び国立大学法人評価委員会が定める実施方針等に従い受審の手続きを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、中期目標の期間における中期計画の各年度の進捗状況について、毎年度自己点検・評価を実施するものとする。

(認証評価)

第6条 認証評価は、学校教育法及び認証評価機関が定める実施方針等に従い受審の手続きを行うものとする。

(外部評価)

第7条 外部評価は、次の各号に定めるところにより実施するものとする。

- (1) 第8条により実施した自己点検・評価の結果、学長が外部評価を実施する必要があると認めたとき
- (2) 第5条第2項による自己点検・評価実施の都度
- (3) 学部等の教育・研究の状況について、学長が外部評価を実施する必要があると認めたとき

2 学長は、外部評価を実施したときは、その結果を公表するものとする。

(教育研究等評価)

第8条 教育研究等評価は、学校教育法の定めに従い実施するものとする。

2 教育研究等評価は、定期的を実施するものとし、実施時期については、点検・評価委員会の議を経て学長が定める。

3 学長は、教育研究等評価を実施したときは、その結果を公表するものとする。

(評価結果への対応)

第9条 学長は、大学評価の結果、改善が必要と認められるものについては、点検・評価委員会から提言のあった改善方策を踏まえ、関係組織に改善を指示するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、大学評価に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人宇都宮大学評価規程(平成18 規程第22号)、宇都宮大学施設設備環境点検・評価委員会内規及び宇都宮大学全学共用教育研究スペースの運用に関する申合せは廃止する。

#### 附 則(令和4年 規程第58号)

この規程は、令和4年6月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。